

資料編

新型コロナウイルス感染症対応時系列一覧	資- 1
本市における取組の経過	資- 7
新型コロナウイルス感染症対策補正予算一覧	資-15
新型コロナウイルス感染症関連の物資の寄附について	資-17
市長メッセージ	資-18
全戸配布ビラ	資-27
お困りです課 月別相談内訳	資-36
お困りです課 受付件数（新型コロナウイルス関係）	資-37

新型コロナウイルス感染症対応時系列一覧

月日	曜日	芦屋市	兵庫県	国・世界
1/6	月			中国武漢で原因不明の肺炎 厚労省が注意喚起
1/8	水			世界保健機構（以下「WHO」） 中国 武漢の肺炎「新型ウイルスの可能性否定できない」
1/11	土			中国 武漢 肺炎の男性死亡 死者は初めてか
1/14	火			WHO 新型コロナウイルスを確認
1/15	水			武漢の保健当局 「限定的だがヒトヒト感染の可能性排除できない」
1/16	木			国内で初めて感染者確認 武漢に渡航した中国籍の男性 WHO 「感染限定的だが『春節』は監視体制強化」
1/19	日			中国 「春節」の帰省ラッシュ本格化 中国政府 「春節」前に感染防ぐ対策強化方針公表 中国国営 新華社通信「ヒトヒト感染リスク低い」
1/20	月	市ホームページにて、「中国武漢で原因不明の肺炎」の注意喚起		
1/21	火			WHO 「ヒトからヒトへの感染が見られる」
1/23	木	第1回新型コロナウイルス庁内関係課調整会議		武漢 感染拡大防止のため「封鎖」 WHO 「国際的な緊急事態にはあたらない」
1/24	金	市・市立芦屋病院ホームページ「注目情報」「お知らせ」欄のトップに掲載		
1/27	月	庁議報告・職員周知	庁内連絡会議	
1/28	火		兵庫県新型コロナウイルス感染症警戒本部設置（以下「警戒本部会議」）	政府指定感染症等に指定（施行2月7日）
1/29	水	第2回新型コロナウイルス庁内関係課調整会議	相談窓口設置（芦屋健康福祉事務所 他）	
1/30	木			政府 「新型コロナウイルス感染対策本部」設置（第1回） WHO 「国際的な緊急事態」宣言
1/31	金			政府 第2回、第3回対策本部
2/1	土			政府 中国 湖北省に滞在歴のある外国人の入国拒否決定 政府 第4回対策本部 政府 指定感染症（二類）等の指定前倒し施行
2/3	月	第1回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議（以下「対策推進本部会議」）（県内発生なし）	芦屋健康福祉事務所「新型コロナウイルス感染症」連絡会議	乗客に感染が確認されたクルーズ船 横浜港に入港
2/5	水			政府 第5回対策本部
2/6	木			政府 第6回対策本部
2/7	金	第1回対策推進本部会議実務者会議		
2/10	月	第2回対策推進本部会議（県内発生なし）	第1回警戒本部会議 知事メッセージ発信 「帰国者・接触者相談センター」設置（芦屋健康福祉事務所 他）	
2/11	火			WHO 新型コロナウイルスを「COVID-19」（コビッド ナインティーン）と名付ける
2/12	水			政府 第7回対策本部 厚労省 流行が確認されている地域を「中華人民共和国湖北省及び浙江省」とする旨の通知（2月13日から適用）
2/13	木			政府 第8回対策本部 政府 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応」決定 国内で初めて感染者死亡 神奈川県80歳代女性
2/14	金			政府 第9回対策本部
2/16	日			政府 第10回対策本部 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」）開催（第1回）
2/17	月	第3回対策推進本部会議（県内発生なし）		厚生労働省 受診・相談の目安を公表（5月に見直し）
2/18	火			政府 第11回対策本部
2/19	水			専門家会議（第2回）
2/20	木		第2回警戒本部会議	厚労大臣 「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」発信
2/24	月			政府 第12回対策本部 専門家会議（第3回）が見解 「今後1～2週間が瀬戸際」

新型コロナウイルス感染症対応時系列一覧

月日	曜日	芦屋市	兵庫県	国・世界
2/25	火	第4回対策推進本部会議（県内発生なし）	第3回警戒本部会議	政府 第13回対策本部 政府 感染拡大に備え「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定 厚労省 「クラスター対策班」設置
2/26	水	第5回対策推進本部会議（県内発生なし） 市主催のイベント等の延期または中止を決定（～3月10日）		政府 第14回対策本部
2/27	木	第1回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」）（県内発生なし）		政府 第15回対策本部 首相 3月2日から春休みに入るまでの間の全国の小中高，特別支援学校に臨時休校要請の考え公表 北海道知事 独自に「緊急事態宣言」
2/28	金	第2回対策本部（県内発生なし） 市立小学校・中学校の臨時休業を決定（3月3日～春休み）	第4回警戒本部会議 「新型コロナウイルス感染症に係る主な対策」・知事メッセージ発信 24時間対応コールセンター設置	
2/29	土			専門家会議（第4回）
3/1	日		県内初の感染者（県内1例目）確認（西宮市） 第1回兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部 知事メッセージ発信	政府 第16回対策本部
3/2	月	第3回対策本部（市内発生なし） 市主催のイベント等の延期または中止の延長決定（～3月31日）		専門家会議が見解 「症状軽い若い世代が感染広げているおそれ」
3/3	火	市立小学校・中学校 臨時休業（～春休み）	神戸市1例目の感染者確認（県内2番） 「新型コロナウイルス感染症に係る主な対策」発出	
3/5	木	第4回対策本部（市内発生なし）		政府 第17回対策本部 専門家会議（第5回）
3/6	金		三田市1例目の感染者確認（県内7番） 川西市1例目の感染者確認（県内8番）	「新型コロナウイルス核酸検出」保険適用開始
3/7	土			政府 第18回対策本部
3/8	日		伊丹市1例目の感染者確認（県内12番）	
3/9	月	第5回対策本部（市内発生なし）		専門家会議（第6回） 「3条件重なり避けて」と呼びかけ
3/10	火		尼崎市1例目の感染者確認（県内19番） 県内初の死亡確認 80歳代男性 第2回対策本部 「新型コロナウイルス感染症の影響に対応した中小企業者等への緊急追加対策」発出	政府 第19回対策本部 政府 「歴史的緊急事態」に初指定 政府 「緊急対応策―第2弾―」決定 イタリア 全土で移動制限始まる
3/11	水	芦屋市で初の感染者2例確認 芦屋健康福祉事務所管内で感染者1例目（芦屋市）（県内30番），2例目（芦屋市）（県内31番）確認 第6回対策本部	宝塚市1例目の感染者確認（県内27番）	センバツ高校野球 初の中止決定 WHO 新型コロナウイルスの世界的な拡大について「パンデミック」を宣言
3/12	木	第7回対策本部 市立施設（市民センター・集会所等）の貸室閉鎖を決定（～3月31日） 市長より「市内初の感染者の確認と市の対応等について」のメッセージを発信（市立施設の貸室閉鎖等のお知らせと合わせて全戸配布）	第3回対策本部 「新型コロナウイルス感染症への対応状況」発出	
3/13	金	市立幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の臨時休業（～春休み）		新型コロナウイルス感染症を対象とする「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法(改正特措法)」成立(3月14日施行)
3/14	土	芦屋健康福祉事務所管内で感染者3例目（芦屋市）（県内65番），4例目（芦屋市）（県内66番）確認		
3/16	月	第8回対策本部		
3/17	火			フランス 全土で外出制限始まる 専門家会議（第7回）
3/18	水			政府 第20回対策本部 政府 「生活不安に対応するための緊急措置」決定
3/19	木		第4回対策本部 「新型コロナウイルス感染症への対応状況」・知事メッセージ発信	専門家会議（第8回） 「感染拡大地域では自粛検討を」
3/20	金		県の感染者数 100人を超える	政府 第21回対策本部
3/22	日			アメリカニューヨーク州 外出制限開始
3/23	月	第9回対策本部		政府 第22回対策本部

新型コロナウイルス感染症対応時系列一覧

月日	曜日	芦屋市	兵庫県	国・世界
3/24	火		兵庫県新型コロナウイルス感染症対策協議会提言 知事 31日まで「不要不急の人口密集地との往来の自粛」等の呼びかけ	東京五輪・パラリンピック 1年程度延期に
3/25	水	第10回対策本部 市主催イベントや事業の中止・延期，市立施設の利用制限の延長決定（～4月15日）		
3/26	木	第11回対策本部	芦屋健康福祉事務所「新型コロナウイルス感染症阪神南圏域医療対策」意見交換会	政府 新型コロナウイルス対策措置法に基づく対策本部設置（第23回） 専門家会議（第9回）
3/27	金		第5回対策本部 「新型コロナウイルス感染症への対応状況」・知事メッセージ発信	国内の感染者 1日の人数としてこれまでで最多の100人超
3/28	土			国内の感染者 1日の人数としてこれまでで最多の200人超 政府 第24回対策本部 政府 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
3/30	月	第12回対策本部		
4/1	水			政府 第25回対策本部 政府 「全世界からの入国者に2週間の待機要請」決定 首相 全国すべての世帯に布マスク2枚ずつ配布の方針表明 専門家会議（第10回） 「医療現場 機能不全も」強い危機感示す
4/2	木	芦屋健康福祉事務所管内で感染者5例目（芦屋市）（県内168番）確認		
4/3	金		第6回対策本部 「新型コロナウイルス感染症に係る当面の対処方針」決定	国内の感染者 1日の人数としてこれまでで最多の300人超
4/4	土	芦屋健康福祉事務所管内で感染者6例目（芦屋市）（県内177番），7例目（芦屋市）（県内178番）確認		
4/5	日	芦屋健康福祉事務所管内で感染者8例目（芦屋市）（県内191番），9例目（芦屋市）（県内192番）確認	県内感染者数 200人を超える	
4/6	月	第13回対策本部，第14回対策本部 市立学校園 5月7日までの臨時休業を決定	第7回対策本部 4月19日まで県立学校（第1学区～第4学区：神戸・淡路，阪神・丹波，東播磨・北播磨，中播磨・西播磨）の臨時休業を表明 知事メッセージ発信	政府 第26回対策本部 首相 特措法に基づく「緊急事態宣言」を発令する方針表明（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・大阪府・兵庫県・福岡県が対象）
4/7	火	第15回対策本部 市長より「緊急事態宣言」発令に基づく「外出自粛の要請（～5月6日）」等のメッセージを発信（全戸配布） 芦屋健康福祉事務所管内で感染者10例目（芦屋市）（県内210番），11例目（芦屋市）（県内211番）確認	第8回対策本部 「緊急事態宣言」発令に基づく外出自粛等表明 「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」決定 知事メッセージ発信	政府 第27回対策本部 政府 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き，経済再生へ～」閣議決定 首相 兵庫県を含む7都府県に特措法に基づく「緊急事態宣言」発令 「人の接触 最低7割極力8割削減を」 政府 「基本的対処方針」改正
4/8	水	第16回対策本部開催		国内の死者 100人を超える（クルーズ船除く） 国内の感染者 1日の人数としてこれまでで最多の500人超 国内の感染者 5,000人を超える（クルーズ船除く）
4/9	木	芦屋健康福祉事務所管内で感染者12例目（芦屋市）（県内276番），13例目（芦屋市）（県内283番），14例目（県内284番），15例目（芦屋市）（県内285番），16例目（芦屋市）（県内286番）確認		
4/10	金	芦屋健康福祉事務所管内で感染者17例目（芦屋市）（県内312番）確認	県の感染者 300人を超える	国内の感染者 1日の人数としてこれまでで最多の600人超
4/11	土	芦屋健康福祉事務所管内で感染者18例目（芦屋市）（県内350番）確認		国内の感染者 1日の人数としてこれまでで最多の700人超 世界全体の死者 10万人を超える 政府 第28回対策本部 首相 7都府県の企業に「出勤者7割減」を要請するよう指示 政府 「基本的対処方針」変更
4/12	日		「新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応」発出	アメリカの死者 2万人超 イタリアを上回り世界最多に
4/13	月	第17回対策本部，第18回対策本部	第9回対策本部 15日からの休業要請決定 「兵庫県対処方針」改定	

新型コロナウイルス感染症対応時系列一覧

月日	曜日	芦屋市	兵庫県	国・世界
4/14	火	第19回対策本部 市長より「在宅勤務による出勤者の抑制、事業者の皆様への協力要請」等のメッセージを発信 芦屋健康福祉事務所管内で感染者19例目（芦屋市）（県内398番）確認	県内の感染者数 400人を超える 「事業者の皆様への休業要請等をお願い」（4月15日～5月6日）発出	
4/15	水	市職員の在宅勤務による出勤者の抑制開始 第20回対策本部		IMF 「経済成長率 世界恐慌以降で最悪の見込み」
4/16	木	保育所・放課後児童クラブ等の「特別保育」「限定的受け入れ」を開始 第21回対策本部 芦屋健康福祉事務所管内で感染者20例目（芦屋市）（県内444番），21例目（県内445番），22例目（県内446番）		政府 第29回対策本部 政府 「緊急事態宣言」全国に拡大 13都府県は「特定警戒都道府県」に 首相 すべての国民対象に一律1人あたり10万円を給付する考え表明 政府 「基本的対処方針」変更
4/17	金	第22回対策本部	第10回対策本部 知事メッセージ発信 「兵庫県対処方針」改定	
4/18	土		県内の感染者 500人を超える	国内の感染者 1万人を超える（クルーズ船除く）
4/19	日	芦屋健康福祉事務所管内で感染者23例目（県内507番）確認		
4/20	月			政府 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」全部変更閣議決定
4/21	火		第11回対策本部 知事メッセージ発信	
4/22	水	第23回対策本部		政府 第30回対策本部 専門家会議（第11回） 「大型連休も自宅で過ごして」現状を強く懸念 人との接触を8割減らす、10のポイント公表
4/23	木			国内の死者 300人を超える（クルーズ船を除く） 月例経済報告の景気判断「急速に悪化」 「悪化」の表現は約11年ぶり
4/24	金	第24回対策本部	県内の感染者 600人を超える 第12回対策本部 知事メッセージ発信 「兵庫県対処方針」改定	政府 第31回対策本部 「全国の小中学校 高校の9割が休校」 文科省調査
4/26	日			世界全体の死者 20万人を超える 全国高校総体（8月）の中止決定
4/27	月			政府 第32回対策本部
4/28	火	第25回対策本部 「緊急事態宣言」に係る対応についての延長決定（～5月31日）	第13回対策本部 知事メッセージ発信 「兵庫県対処方針」改定	
4/29	水			首相 国会で9月入学を検討する考え表明
5/1	金		第14回対策本部 知事メッセージ発出	専門家会議（第12回） 「長丁場前提に新しい生活様式を」感染拡大を予防する新しい生活様式の普及等公表
5/2	土			国内の死者 500人を超える（クルーズ船除く）
5/3	日	芦屋健康福祉事務所管内で感染者24例目（芦屋市）（県内659番）確認		国内の感染者 1万5千人を超える（クルーズ船除く）
5/4	月		第15回対策本部 「休業要請等5月31日まで延長」決定 知事メッセージ発信 「兵庫県対処方針」改定	政府 第33回対策本部 首相 全都道府県を対象とした「緊急事態宣言」を5月31日まで延長 政府 「基本的対処方針」変更、5月7日から適用 専門家会議（第13回） 「新しい生活様式」実践例示す
5/5	火	芦屋健康福祉事務所管内で感染者25例目（芦屋市）（県内671番）確認		
5/7	木	第26回対策本部		国内の感染者 1日の人数が100人下回る
5/8	金			厚労省 新たな受診・相談の目安公表
5/11	月	第27回対策本部		
5/14	木		兵庫県は継続して「特定警戒都道府県」の対象 「新型コロナウイルス感染症における自粛等の見直し・再要請基準」公表	国連 世界恐慌以来の景気後退予測 政府 第34回対策本部 政府 緊急事態宣言 39県で解除 8都道府県は継続 専門家会議（第14回） 「感染状況に応じて3区分に分け対応 政府 「基本的対処方針」変更

新型コロナウイルス感染症対応時系列一覧

月日	曜日	芦屋市	兵庫県	国・世界
5/15	金	第28回対策本部	第16回対策本部 「兵庫県対処方針」改定 「5月16日以降の新型コロナウイルス感染拡大防止のための兵庫県緊急事態措置（5月31日まで）」 知事メッセージ発信	世界の死者 30万人超える
5/20	水	「特別定額給付金の申請書の送付開始」「給付金サギに注意」 「電話相談窓口のご案内」ビラ全戸配布		夏の全国高校野球 戦後初の中止決定 「4月の訪日外国人旅行者 99.9%減少」 政府観光局
5/21	木	※「緊急事態宣言」解除（首都圏1都3県と北海道を除く） 第29回対策本部	兵庫県が「緊急事態宣言対象区域(特定警戒都道府県)」から解除 第17回対策本部 「社会活動制限の見直し」「休業要請の見直し等」「5月23日以降の新型コロナウイルス感染症防止措置（5月31日まで）」 知事メッセージ発信 「兵庫県対処方針」発信	政府 第35回対策本部 緊急事態宣言 関西2府1県は解除 首都圏1都3県と北海道は継続 政府 「基本的対処方針」変更
5/22	金	「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」, 「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン」, 「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」作成		国内の死者 800人超える（クルーズ船除く）
5/23	土	保育所・放課後児童クラブ等の「特別保育」「限定的受け入れ」を終了	一部の施設を除き休業要請を解除	
5/25	月	第30回対策本部		政府 第36回対策本部 緊急事態の解除宣言 約1か月半ぶりに全国で解除 政府 「基本的対処方針」変更
5/26	火		第18回対策本部 「兵庫県対処方針」改定 「ひょうごスタイル」兵庫県「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」公表 知事メッセージ発信 事業者への休業要請の見直しを行い、感染防止対策の徹底を前提に6月1日から全ての施設の休業要請解除	
5/28	木			アメリカの死者 10万人超 全世界の約3割を占める
5/29	金			専門家会議（第15回）
6/1	月	第31回対策本部 市立施設（市民センター・集会所等）の利用を再開 市立学校園の臨時休業の解除・学習活動の再開	「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン～感染症と災害からいのちと健康を守るために～」策定	
6/4	木			政府 第37回対策本部 政府 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告」公表
6/5	金	第32回対策本部		
6/8	月			世界の死者40万人を超える 世界の感染者 24時間で最多の13万6千人 世界銀行 経済成長率 第2次世界大戦以降最悪の見通し
6/12	金			専門家会議（第16回）
6/15	月	第33回対策本部		
6/18	木		第19回対策本部 「社会活動制限の見直し」「兵庫県における『次なる波』への対応（社会活動制限）」 知事メッセージ発信 「兵庫県対処方針」改定	政府 第38回対策本部
6/19	金	芦屋健康福祉事務所管内で感染者26例目（芦屋市）（県内700番）県内発生34日ぶり確認		政府 都道府県またぐ移動制限や、接待を伴う飲食店に対する自粛要請を全国的に解除 専門家会議（第17回） 厚労省 濃厚接触確認アプリ「COCOA（ココア）」運用開始 WHO 「パンデミックが加速 危険な新局面」
6/21	日	芦屋健康福祉事務所管内で感染者27例目（芦屋市）（県内701番）確認		
6/22	月	第34回対策本部 「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」等について改定（案）を決定		
6/28	日			世界の感染者 1,000万人超える
6/29	月	第35回対策本部		世界の死者 50万人超える 政府 第39回対策本部

新型コロナウイルス感染症対応時系列一覧

月日	曜日	芦 屋 市	兵 庫 県	国・世界
7／1	水	「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン（7月1日改定）」等の適用開始（6月24日公表） 歌唱，演奏，運動，調理等の利用制限を解除		

本市における取組の経過

実施日	取組内容
1月16日	市立芦屋病院内に「患者さんへのお願い」のポスターを掲示（日本語・中国語）
1月17日	市立芦屋病院における「新型コロナウイルス」感染症に対する対応フローを作成
1月17日	市立芦屋病院における「新型コロナウイルス」感染症に対する対応フローを改定
1月20日	市ホームページに掲載（健康・福祉・子育ての新着記事）
1月22日	市民センター窓口に消毒薬を増設
1月24日	市・市立芦屋病院市ホームページ「注目情報」「お知らせ」に掲載（トップに固定）
1月24日	市立芦屋病院における「新型コロナウイルス」感染症に対する対応フローを改定
1月27日	市立芦屋病院における「新型コロナウイルス」感染症に対する対応フローを改定
1月29日	庁舎・施設に「職員のマスク着用の理解を求める」貼り紙、庁舎・施設トイレ内に「手洗いをしましょう」ポスターを掲示
1月30日	市立・私立保育施設に「手の洗い方・咳エチケット」のポスターの掲示
1月30日	高齢者施設・介護保険事業所等に、「新型コロナウイルスに対応について」等の周知
1月30日	保健福祉センター内にマスク着用・手洗い呼びかけ・新型コロナウイルス関連の相談窓口の案内を掲示
1月30日	職員向けに、ヘルスライフ「新型コロナウイルスについて」啓発リーフレットを配布
1月30日	潮芦屋交流センター内にマスク着用・手洗い呼びかけのポスターを掲示
1月31日	障害福祉関係施設に、「新型コロナウイルスに関するQ&A」等の周知
1月31日	市立学校園、市立・私立保育施設の保護者向けに相談窓口等の通知
1月31日	あしや温泉施設内に「職員のマスク着用の理解を求める」貼り紙、 「手洗いをしましょう」ポスターを掲示
1月31日	市立芦屋病院内に「患者さんへのお願い」のポスターを掲示内容の更新（日本語・中国語）
2月1日	体育館・青少年センター及び芦屋公園庭球場・海浜公園水泳プール、各施設の利用者に対し、 手洗い等のポスター掲示
2月2日	休日応急診療所・歯科センターにおいて「患者さんへのお願い」のポスターを掲示
2月3日	子育てアプリにおいて「感染症を予防しましょう！」を発信
2月5日	市立芦屋病院における「新型コロナウイルス」感染症に対する対応フローを改定
2月5日	富田碎花旧居施設内に消毒薬を設置
2月12日	市立芦屋病院における「新型コロナウイルス」感染症に対する対応フローを改定
2月13日	市立学校園の保護者向けに「中国から一時帰国している幼児児童生徒への対応について（お知らせ）」 を通知
2月17日	市営住宅各掲示板に「手洗い」、「咳エチケット」等のポスターを掲示
2月17日	市立芦屋病院において陰圧テントの設置等、患者発生時に備えた受け入れ態勢の確認を実施
2月18日	市立芦屋病院内におけるイベントを当分の間中止することを決定
2月18日	市民センタートイレに手洗いを促すポスターを掲示
2月19日	美術博物館・谷崎潤一郎記念館に「手洗い」「咳エチケット」等のポスター掲示を依頼
2月19日	市立芦屋病院において面会制限を実施
2月20日	介護予防事業委託先等に 「新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センターの設置について」情報提供
2月21日	市立学校園、市立・私立保育施設の保護者向けに 「新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センターの設置について」の周知
2月21日	市立・私立保育施設において「園庭開放に参加する際の注意喚起」のポスターを掲示
2月21日	保健センター事業参加者向けに「保健センター事業にお越しの皆様へ」を健康診査対象世帯に通知
2月21日	民生児童委員協議会定例会において相談窓口等を周知
2月25日	福祉センター貸室使用料金（感染症対策を理由とする使用取消しの場合）の全額返還について決定
2月25日	市内事業所（居宅介護支援事業所）に「新型コロナウイルスの対応にかかるお知らせ」を通知
2月25日	高齢者施設・介護保険事業所等に 「新型コロナウイルスへの対応の徹底について・感染拡大防止の留意点など」を通知
2月25日	障害福祉関係施設に、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合 の対応について」のQ&Aの周知

2月25日	「大人が楽しむおはなしの会開催中止について」周知
2月25日	各市営住宅掲示板に新型コロナウイルス対策ポスター掲示
2月26日	「図書館行事中止のお知らせ」について周知
2月26日	上宮川文化センター館内各階「新型コロナウイルスを防ぐには」等3部を掲示
2月26日	子育てアプリにおいて配信している各種イベントの中止のお知らせを発信
2月26日	市立こども園・保育所において「園庭開放について（中止）」を掲示
2月26日	市立・私立・認可外（一部）保育施設に 「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の対応について」周知
2月26日	市立幼稚園において「さんさんひろば・園庭開放・未就園児ひろばについて（中止）」を掲示
2月26日	3月10日までの市民センター・公民館主催のイベントを延期または中止することについて周知
2月26日	住宅課主催イベント・会議中止について周知
2月26日	全コミスクに対し主催イベント等の延期または中止することへの協力依頼
2月26日	美術博物館・谷崎潤一郎記念館 3月10日までの主催イベント等の延期または中止連絡
2月26日	各工事現場における打合せ会議の際に消毒液を用意
2月26日	芦屋市広報Facebook 新型コロナウイルス感染症によるイベント中止情報
2月26日	あしや市民活動センターに市主催のイベントは2月26日から3月10日まで中止の旨連絡、指定管理者の事業中止
2月26日	地区集会所に市主催のイベントは2月26日から3月10日まで中止の旨連絡
2月27日	市立・私立・認可外（一部）保育施設に 「送迎時の感染症対策のための手洗い、消毒について」の掲示物の情報共有
2月27日	市内広報掲示板に「市主催のイベントの延期・中止のお知らせ」「感染症対策」 「帰国者・接触者相談センターの設置」を掲示
2月27日	男女共同参画センターにイベント中止と「帰国者・接触者相談センターの設置」を掲示
2月27日	あしや温泉施設内に「市主催のイベントの延期・中止のお知らせ」 「帰国者・接触者相談センターの設置」を掲示
2月27日	富田碎花旧居施設内に「帰国者・接触者相談センターの設置」「感染症対策」を掲示
2月28日	市立・私立・認可外（一部）保育施設に「現時点での閉園は行わない」の掲示物の情報共有
2月28日	「市県民税の申告期限の1か月延長のお知らせ」を市ホームページに掲載、市民税係窓口に掲示
2月28日	市立小中学校の保護者向けに「芦屋市立小中学校の臨時休校について」の周知
2月28日	市立幼稚園の保護者向けに「新型コロナウイルス感染症にかかる市立幼稚園の対応について」の周知
2月28日	小中学校の休校に伴い、青少年育成愛護委員の班集会と当面の活動の休止を決定し会長に報告 青パトは今までどおり運行
2月28日	全コミスクに対し芦屋市立小中学校休校期間中のコミスク活動自粛への協力依頼
2月28日	学校休校期間中（3月3日～3月25日）の校庭開放事業の中止を決定
2月28日	市立小学校臨時休校期間中の放課後児童クラブの開所決定（午前8時～午後7時）
2月28日	市ホームページの集約ページ作成
2月28日	市ホームページのイベント中止・延期の集約ページ作成
2月28日	芦屋市広報Facebook 新型コロナウイルス感染症に関する情報を更新
3月2日	本庁舎、東館に手指消毒液を増設 （既設：本庁舎庁舎案内、食堂、分庁舎1階玄関） （増設：北館1階玄関ホール、北館地下1階通用口、南館地下1階玄関ホール、南館地下2階エレベータホール、東館1階玄関ホール）
3月2日	子育てアプリにおいて配信している各種イベントの中止のお知らせを発信
3月2日	3月末日までの市民センター・公民館主催のイベントを延期または中止すること決定し、周知
3月2日	各市営住宅等集会所・住宅管理センターに消毒液配布
3月2日	全コミスクに対しコミスク活動自粛期間中の3月31日までの延長について協力依頼
3月2日	美術博物館・谷崎潤一郎記念館 3月31日までの主催イベント等の延期または中止連絡
3月2日	市立幼稚園において「保育の実施について」を掲示
3月2日	市立小中学校に「臨時休校中の過ごし方」の周知
3月2日	市立小学校に「芦屋市立小学校臨時休業中の特例登校について」の周知

3月2日	市立学校園に「卒業式・卒園式の実施について」の周知
3月2日	市民への感染防止のため、職員へのマスク配布
3月2日	感染防止のため職員の「時差出勤制度」開始
3月3日	市内介護保険施設・事業所向けに、「新型コロナウイルスの対応について」の市ホームページを開設
3月3日	市立・私立・認可外（一部）保育施設に「新型コロナウイルス感染症拡大防止について」掲示・周知
3月3日	療育機能訓練の利用者、医師、訓練士、心理士等へ「障がい児機能訓練事業（理学療法・作業療法・言語療法）等の中止について」の通知を送付し、福祉センター機能訓練室にも中止の旨貼り紙を掲示
3月3日	市内広報掲示板に「市主催のイベントの延期・中止期間の延長のお知らせ」「帰国者・接触者相談センターの新電話番号」を掲示
3月3日	図書館「本館（2階）閲覧室、リフレッシュコーナーの閉鎖について」周知
3月3日	臨時休校期間中の放課後児童クラブ開始
3月3日	市ホームページに「芦屋市立中学校特別支援学級在籍生徒の臨時休業中の受け入れについて」を掲載
3月3日	市内障がい福祉サービス事業者向けに「新型コロナウイルスの対応について」の市ホームページを開設
3月4日	市内障がい福祉サービス事業者あてに「市からのお知らせ文書」を送信
3月4日	公民館図書室に「長時間の利用をご遠慮ください」の掲示を行い、長時間利用の自粛の周知
3月4日	放課後児童クラブ指導員へマスクを配布
3月5日	貸室等の利用者向けに施設に掲示する「施設利用の注意（換気、手洗い等）」を配信
3月6日	帰国者・接触者相談センター新電話番号周知ビラを指定管理及び市営住宅等掲示板に掲示
3月6日	職員向けに、ヘルスライフ「新型コロナウイルス感染症予防対策号」を配布
3月6日	幼稚園長に市内で感染者等が確認された場合、市立幼稚園を発生の日から全園休園することを連絡
3月6日	市ホームページに「市内で感染者等が確認された場合の市立幼稚園の対応について」を掲載
3月6日	芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会、芦屋市薬剤師会にマスクを配布
3月6日	災害用備蓄マスク及び消毒液を私立・認可外保育施設（一部）に配布
3月6日	災害用備蓄マスク及び消毒液を高齢者施設・介護保険事業所・障がい福祉サービス事業所等（一部）に配布
3月6日	災害用備蓄マスクを障がい児通所支援事業所等（一部）に配布
3月6日	市ホームページバナー作成・掲示 「新型コロナウイルス相談窓口」
3月9日	市ホームページに「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト（文部科学省市ホームページ）」を掲載
3月9日	市内のこども園長に市内で感染者等が確認された場合、精道こども園の幼稚園部を発生の日から休園することを連絡
3月10日	3月11日以降もあしや市民活動センターの事業は中止
3月11日	市立・私立・認可外（一部）保育施設に「新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」を掲示・周知
3月11日	芦屋市広報Facebook 新型コロナウイルス感染症患者芦屋市内での発生について掲載
3月12日	市立幼稚園に「芦屋市立幼稚園の臨時休園について」を周知
3月12日	市立幼稚園に「芦屋市立幼稚園臨時休園中の特例登園について」を周知
3月12日	市立幼稚園に「臨時休園中の過ごし方」を周知
3月12日	全コミスクに対し学校園含む公共施設の貸室中止について周知
3月12日	美術博物館・谷崎潤一郎記念館 3月12日～3月31日臨時休館（現地掲示及び市ホームページでの情報掲載にて周知）
3月12日	富田碎花旧居 3月12日～3月31日臨時休館（現地掲示及び市ホームページでの情報掲載にて周知）
3月12日	市立精道こども園に「芦屋市立精道こども園（幼稚園部）の臨時休園について」を周知
3月12日	図書館（本館・分室）3月12日（午後）～3月31日臨時休館
3月12日	市立精道こども園に「芦屋市立精道こども園（幼稚園部）臨時休園中の特例登園について」を周知
3月12日	市立精道こども園（幼稚園部）に「臨時休園中の過ごし方」を周知
3月12日	市立・私立・認可外（一部）保育施設に「新型コロナウイルス感染症の患者が保育所（園）、こども園で発生した場合の対応について」を掲示・周知
3月12日	地区集会所の貸館利用を中止（ただし、休館日以外は午前中のみ管理人が勤務し、電話等の対応を実施）

3月12日	あしや市民活動センターの貸館利用を中止（ただし、休館日以外は職員が勤務し、窓口・電話等の対応を実施）
3月12日	潮芦屋交流センターの貸館利用中止、屋外交流広場は通常どおり利用可能（受付・返金などは対応）更衣室・シャワー室は使用禁止
3月12日	市内広報掲示板に「市立施設の貸室閉鎖（3月31日まで）、市主催のイベントの延期・中止のお知らせ」を掲示
3月12日	「市立施設閉鎖（3月31日まで）、市主催のイベントの延期・中止のお知らせ」英語版を潮芦屋交流センター・JR芦屋駅・ダイエーに配架
3月14日	市立施設の貸室閉鎖と感染拡大防止の協力を呼びかける市長メッセージを全戸配布
3月16日	「収入減少による生活上の困りごとを相談したい人へ」を市ホームページに記載
3月16日	芦屋市広報Facebook あしやトライあんぐる3月後半スタート
3月18日	災害用備蓄マスク及び消毒液を私立・認可外保育施設（一部）に配布
3月18日	災害用備蓄マスク、消毒液及びハンドジェルを高齢者施設・介護保険事業所・障がい福祉サービス事業所等（一部）に配布
3月18日	芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会にマスクを配布
3月18日	災害用備蓄マスク、消毒液を障がい児通所支援事業所（一部）に配布
3月19日	納税が困難な方に対する地方税における猶予制度について、市ホームページ・広報紙（4月1日号）掲載・ポスターを掲示
3月23日	芦屋市薬剤師会にマスクを配布
3月25日	新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金のご相談について、市ホームページに掲載
3月25日	市ホームページバナー作成・掲示 「花見」
3月26日	芦屋市広報Facebook 新型コロナウイルス感染症に関する情報を更新
3月27日	美術博物館・谷崎潤一郎記念館 4月15日まで臨時休館延長（現地掲示及び市ホームページで情報掲載し周知）
3月27日	三条文化財整理事務所 4月15日まで臨時休館延長（市ホームページにて周知）
3月27日	富田碎花旧居 4月15日まで臨時休館延長（現地掲示及び市ホームページでの情報掲載にて周知）
3月27日	市内広報掲示板に「市立施設の貸室閉鎖の延長（4月15日まで）、市主催のイベントの延期・中止、花見の宴会等の自粛のお願い」を掲示
3月27日	市立学校園に「令和2年度の始業について」を周知
3月27日	「春季休業中の小学校運動場の開放及び中学校の部活動について」を周知
3月27日	「春季休業中の園庭開放について」を周知
3月27日	地区集会所の貸館利用中止の対応を4月15日まで継続（対応は3月12日時点の内容を継続）
3月27日	あしや市民活動センターの貸館利用中止の対応を4月15日まで継続（対応は3月12日時点の内容を継続）
3月30日	子育てアプリにおいて配信している各種イベントの中止のお知らせを発信
3月31日	令和元年度一般会計補正予算（第7号）を専決（児童福祉施設等への備品配布、放課後等デイサービスへの体制強化、放課後児童クラブの体制強化など、総額39,242千円を計上）
4月1日	医療的ケアを必要とする児童への手指消毒用エタノールジェルの配布（4月6日から順次配布）
4月1日	本庁舎地下売店にて障がい福祉サービス事業所作製のマスク販売を開始
4月1日	地区集会所の貸館利用中止に伴い、5月31日までの利用キャンセル申し出に対する返金対応を決定
4月1日	あしや市民活動センターの貸館利用中止に伴い、5月31日までの利用キャンセル申し出に対する返金対応を決定
4月2日	芦屋市広報Facebook あしやトライあんぐる4月前半スタート
4月3日	「市立学校園の始業式・入学式・入園式について」を周知
4月6日	「芦屋市立小中学校・幼稚園の再開の延期について」を周知
4月7日	芦屋市立小中学校休校期間中（5月6日まで）の校庭開放中止を決定
4月7日	美術博物館・谷崎潤一郎記念館 5月6日まで臨時休館延長（現地掲示及び市ホームページでの情報掲載にて周知）
4月7日	三条文化財整理事務所 5月6日まで臨時休館延長（市ホームページにて周知）
4月7日	富田碎花旧居 5月6日まで臨時休館延長（現地掲示及び市ホームページでの情報掲載にて周知）
4月7日	芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会にマスクを配布
4月7日	市民センターの臨時休館を5月6日まで延長 窓口業務は通常どおり
4月7日	「芦屋市立精道こども園（幼稚園部）の再開延期について」を市ホームページに掲載
4月7日	「緊急事態宣言」のチラシの英語版を潮芦屋交流センター・JR芦屋駅・ダイエーに配架

4月7日	芦屋市広報Facebook 「緊急事態宣言」を掲載
4月7日	市ホームページバナー作成・掲示 「緊急事態宣言」を掲載
4月8日	体育館・青少年センター 臨時休館を5月6日まで延長 窓口業務は通常どおり
4月8日	海浜公園水泳プールの臨時休館を5月6日まで延長 窓口業務は通常どおり
4月8日	芦屋公園庭球場 会議室，談話室，シャワー室の閉鎖を5月6日まで延長 窓口業務及び屋外は通常どおり
4月8日	市営住宅集会所の利用中止を5月6日まで延長
4月8日	市営住宅の掲示板に「緊急事態宣言」のチラシを掲示
4月8日	市立・私立・認可外（一部）保育施設に「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による登園・登所自粛のお願い」掲示周知
4月8日	保健福祉センターエントランスホールの配置変更 近距離での会話・長時間の滞在を控えるようお知らせを設置
4月8日	保健福祉センター1階相談窓口カウンターの奥行きを広げて相談者に対応できるような机を配置，感染予防のお願いを掲示
4月8日	障がい福祉サービス事業所あてに緊急事態宣言発令に係る市の対応等お知らせ文書を送信，同内容を市ホームページに掲載
4月8日	高齢者施設及び介護保険事業所宛に緊急事態宣言発令に係る市の対応等お知らせ文書を送信，同内容を市ホームページに掲載
4月8日	芦屋市薬剤師会にマスクを配布
4月8日	あしや温泉臨時休業
4月8日	芦屋市広報Facebook あしやトライあんぐる4月前半市長メッセージ追加
4月9日	地区集会所指定管理者へ緊急事態宣言に伴う外出自粛啓発チラシの掲示を依頼
4月9日	あしや市民活動センター指定管理者へ緊急事態宣言に伴う外出自粛啓発チラシの掲示を依頼
4月10日	令和2年度固定資産税・都市計画税等の第1期分について，申し出により納期限（4月30日）を6月30日まで延長，対象者へハガキ送付及び市ホームページに掲載
4月13日	オープンカウンター方式による物品調達について，窓口で掲示する仕様書等を5月6日まで市ホームページにおいても掲載
4月13日	災害用備蓄マスク，消毒液及びハンドジェル等を高齢者施設・介護保険事業所・障がい福祉サービス事業所等に配布
4月13日	災害用備蓄マスク，消毒液を障がい児通所支援事業所（一部）に配布
4月13日	兵庫県の新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応方針に準じてあしや市民活動センターに出勤職員数削減のお願い（5月6日まで）
4月14日	芦屋市広報Facebook 新型コロナウイルス感染症に関する情報を更新
4月15日	地区集会所の貸館利用中止の対応を5月6日まで継続
4月15日	あしや市民活動センターの貸館利用中止の対応を5月6日まで継続（対応は3月12日時点の内容を継続）
4月15日	兵庫県の新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応方針に準じて地区集会所の開館日を週2日体制とすることについて市ホームページで周知
4月15日	図書館・打出分室・大原分室を完全休館（5月6日まで）
4月15日	公民館図書室を完全休室（5月6日まで）
4月15日	ラポルテ市民サービスコーナー営業時間を平日1時間短縮（通常19時終業を18時終業）（5月6日まで）
4月15日	防災行政無線の17時の定時放送に合わせて，感染防止の協力依頼を放送（5月6日まで）
4月15日	市民センター窓口の利用者と職員の間に，飛沫感染防止フィルムを設置
4月15日	「市県民税の申告期限の延長のお知らせ」を市ホームページに掲載，市民税係窓口に掲示
4月15日	芦屋市広報Facebook あしやトライあんぐる4月後半スタート
4月16日	住居確保給付金の支給要件拡大をうけ，チラシを作成し関係窓口にて配架
4月17日	地区集会所指定管理者へ「緊急事態宣言～5月6日まで」チラシの掲示を依頼
4月17日	あしや市民活動センター指定管理者へ「緊急事態宣言～5月6日まで」チラシの掲示を依頼
4月21日	地区集会所指定管理者へ「指定管理業務従事者に係る新型コロナウイルス感染症対応について」を通知
4月21日	あしや市民活動センター指定管理者へ「指定管理業務従事者に係る新型コロナウイルス感染症対応について」を通知
4月21日	市民センター・公民館での業務委託事業者に対し，「新型コロナウイルス感染症対応について」を通知
4月26日	新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る支援策として，児童向けのリンク集を市ホームページ上に作成
4月27日	テイクアウト&デリバリー応援プロジェクト「#芦屋エール飯」を実施

4月27日	Facebookで手遊び動画5本を配信し、子育てアプリで「子育てセンター「むくむく」より手遊び動画公開中」を発信
4月27日	「法人市民税の申告・納付期限の延長について」を市ホームページに掲載
4月27日	「事業所税の申告・納付期限の延長について」を市ホームページに掲載
4月28日	地区集会所の貸館利用中止の対応を5月31日まで継続（対応は4月15日時点の内容を継続）
4月28日	あしや市民活動センターの貸館利用中止の対応を5月31日まで継続（対応は3月12日時点の内容を継続）
4月28日	「芦屋市立小中学校・幼稚園の臨時休業の延期について」を周知
4月28日	芦屋PTA協議会、コミュニティスクール各運営委員長、芦屋ユネスコ協会に自粛の延長を通知
4月28日	芦屋市立小中学校休校期間中（5月31日まで）の校庭開放中止を決定
4月28日	美術博物館・谷崎潤一郎記念館 5月31日まで臨時休館延長（現地掲示及び市ホームページでの情報掲載にて周知）
4月28日	三条文化財整理事務所 5月31日まで臨時休館延長（市ホームページにて周知）
4月28日	富田碎花旧居 5月31日まで臨時休館延長（現地掲示及び市ホームページでの情報掲載にて周知）
4月28日	市立小学校・幼稚園に「臨時休業中の特例登校・登園について」を周知
4月28日	芦屋市ホームページに「芦屋市立中学校特別支援学級在籍生徒の臨時休業中の受け入れについて」を掲載
4月28日	学校園からのメッセージおよび学習等動画を作成し、市ホームページ等で配信
4月28日	市ホームページの市立施設の貸室閉鎖の期間延長のページ更新
4月28日	市ホームページバナー作成・掲示 「GW外出自粛」
4月28日	令和2年度一般会計補正予算（第1号）可決（市独自施策、特別定額給付金事業、予備費など総額10,389,858千円を計上）
4月30日	芦屋市ホームページに高齢者向け体操「自宅でできる体操」を掲載
4月30日	高齢者生活支援センター等から利用者へ国からのマスク及び「自宅でできる体操」のチラシ等を配布
4月30日	介護予防センター等の利用者へ「自宅でできる体操」のチラシ等を周知するとともにアンケート送付
4月30日	厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する措置（改正地方税法公布）
4月30日	すくすく学級、5月31日まで休業延長を周知及び市ホームページ掲載
5月1日	地区集会所指定管理者へ施設を5月31日まで閉館する旨を周知するチラシについて掲示を依頼
5月1日	あしや市民活動センター指定管理者へ施設を5月31日まで閉館する旨を周知するチラシについて掲示を依頼
5月1日	市税の徴収を一年間猶予する制度の運用を開始
5月1日	潮芦屋交流センターの貸室閉鎖の延長及び屋外交流広場を閉鎖（受付・返金などは対応）
5月1日	「市立施設閉鎖のお知らせ」の英語版を潮芦屋交流センター・JR芦屋駅・ダイエーに配架
5月1日	カタログポケット（多言語情報配信クラウドサービス）を導入、「市立施設閉鎖のお知らせ」チラシを10言語で配信
5月1日	芦屋市広報Facebook 広報あしや5月号
5月1日	芦屋市広報Facebook あしやトライあんぐる5月前半スタート
5月1日	芦屋市広報Facebook エール飯
5月1日	令和2年度一般会計補正予算（第2号）専決（学校の臨時休業に係る環境整備、市民への生活支援、感染拡大防止対策の強化など総額405,355千円を計上）
5月2日	ラポルテ市民サービスコーナーを臨時休業（5月2日～5月6日）
5月7日	令和2年度軽自動車税について、申し出により納期限（6月1日）を7月31日まで延長、対象者へ納税通知書に案内同封及び市ホームページに掲載
5月7日	新型コロナウイルス感染症拡大防止策へのふるさと寄附金の募集開始
5月7日	事業者支援緊急融資制度の受付を開始
5月8日	Facebookで手遊び動画4本を配信し、子育てアプリで「子育てセンター「むくむく」より手遊び動画公開中（第2弾）」を発信
5月12日	妊娠届出を提出された方へマスクの配布を開始
5月15日	公民館図書室窓口に飛沫感染防止のためのフィルムを設置
5月15日	芦屋市介護保険サービス事業所等事業継続支援金について、事業所に周知し受付開始
5月15日	濃厚接触者等の介護保険サービス等提供継続支援助成金について、事業所に周知し受付開始
5月15日	芦屋市立学校園に「臨時休業中の分散登校園（登校園可能日）の実施について」を周知

5月15日	福祉活動者へマスクの配布を開始
5月16日	あしやトライあんぐるにて、芦屋市PTOTST連絡会と連携し、「自宅でできる運動～健康な体づくり」を配信
5月18日	「臨時休業中の分散登校期間における校庭・園庭利用について」を周知
5月18日	芦屋市広報Facebook あしやトライあんぐる5月後半
5月19日	芦屋市医師会・歯科医師会・薬剤師会にマスクを配布
5月19日	市ホームページバナー作成・掲示 「特別定額給付金」
5月19日	図書館 予約本の貸出再開
5月20日	芦屋市社会福祉協議会（福祉センター1階）窓口に「電話相談窓口」等のお知らせを設置
5月20日	「電話相談窓口」「特別定額給付金」「特別定額給付金に関するお知らせ」計3種類のお知らせを全戸配布
5月20日	「電話相談窓口」「特別定額給付金」「特別定額給付金に関するお知らせ」計3種類のお知らせの英語版を潮芦屋交流センター・JR芦屋駅・ダイエーに配架、カタログポケットにも10言語で掲載
5月21日	市内のコープ3店舗、市内の郵便局12か所に「電話相談窓口」等のお知らせを設置
5月21日	休業要請事業者経営継続支援（芦屋市追加支援）制度、個人事業主事業所賃料支援制度の受付を開始
5月22日	「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアルを作成し、学校園に周知するとともに、教育委員会市ホームページに掲載
5月22日	芦屋市立学校園に「学校園の再開について」を周知
5月22日	すすく学級、6月1日から分散登級にて再開することを周知及び市ホームページ掲載
5月25日	新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインを作成（地区集会所、あしや市民活動センター）
5月25日	Facebookで手遊び動画4本を配信し、子育てアプリで「子育てセンター「むくむく」より手遊び動画公開中（第3弾）」を発信
5月25日	子育てアプリで「オンライン「むくむく」で遊ぼう！」を発信、市ホームページに掲載
5月25日	インターネット接続環境がない家庭にパソコン及びモバイルルータを貸与
5月25日	富田碎花旧居 6月3日より開館再開を決定（市ホームページでの情報掲載にて周知）
5月26日	芦屋市PTA協議会に、学校再開後のPTA活動について周知
5月26日	各コミュニティ・スクールに、学校再開後のコミスク活動について周知
5月26日	施設利用再開のお知らせを市ホームページに掲載（リードあしや）
5月26日	図書館 インターネット予約受付再開
5月27日	施設利用再開のお知らせを市ホームページに掲載（地区集会所）
5月27日	潮芦屋交流センターの市ホームページに新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインを掲載
5月27日	手話通訳者（派遣事業登録者）に対し、感染症予防対策としてフェイスシールドを配布
5月28日	市民センターの市ホームページに新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインを掲載
5月28日	美術博物館・谷崎潤一郎記念館の市ホームページに新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインを掲載
6月1日	寄附を受けた災害用備蓄マスク、消毒液及びハンドジェル等を高齢者施設・介護保険事業所・障がい福祉サービス事業所等に配布
6月1日	地区集会所、あしや市民活動センターにおいて一部の利用制限を付した上で貸室の再開
6月1日	地区集会所、あしや市民活動センター窓口に飛沫感染防止フィルムを設置（指定管理者において実施）
6月1日	地区集会所、あしや市民活動センターに感染症対策に関する周知文を掲示
6月1日	図書館打出分室再開
6月1日	体育館・青少年センター再開（一部閉鎖）
6月1日	芦屋公園園庭球場 再開（一部閉鎖）
6月1日	海浜公園水泳プール（屋内プール）再開
6月1日	障がい児機能訓練（OT・PT・ST）事業再開
6月1日	あしや温泉再開
6月1日	三条文化財整理事務所 再開
6月1日	市民相談を再開
6月1日	潮芦屋交流センター施設利用再開（更衣室・シャワー室は利用不可）
6月1日	「市立施設再開のお知らせ」をカタログポケットで10言語で配信
6月1日	すすく学級、分散登級により再開

6月2日	美術博物館・谷崎潤一郎記念館 再開
6月2日	「健康チェック（3時間人間ドック）」を再開
6月3日	図書館本館・大原分室再開
6月3日	ビデオ会議システムを使ったオンラインつどいのひろば「むくむく」を開始
6月3日	富田碎花旧居 再開
6月4日	新型コロナウイルス感染症特設サイトをリニューアル
6月4日	「3歳児健康診査」を再開
6月9日	「4か月児健康診査」を再開
6月10日	市ホームページに「乳児のマスク使用について」（日本小児科医会市ホームページ）へのリンクを掲載
6月11日	「1歳6か月児健康診査」を再開
6月12日	市ホームページに「新しい生活様式」を踏まえた「3歳児健康診査」の様子を掲載
6月12日	「新しい生活様式」のチラシをカタログポケットで10言語で配信
6月15日	特定健康診査、後期高齢者医療健康診査の受診券を送付
6月16日	体育館・青少年センタートレーニングルーム再開
6月18日	「プレ親教室」を再開
6月22日	福祉センター2階のスタディールームを予約制・利用方法を変更して再開
6月22日	コミスク活動再開（6月22日～子どもの屋外 7月6日～子どもの屋内 7月20日～大人の屋外 8月3日～大人の屋内）
6月23日	西山ひろばを予約制・利用方法を変更して再開
6月23日	図書館本館 閲覧室・リフレッシュコーナー利用再開
6月24日	施設利用制限解除に関するお知らせを市ホームページに掲載（あしや市民活動センター）
6月24日	市ホームページの市立施設の利用のお知らせのページ更新
6月24日	市ホームページの市立施設のガイドラインページ更新
6月24日	潮芦屋交流センターの市ホームページに新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインを掲載
6月24日	新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン改定（地区集会所、あしや市民活動センター）
6月25日	施設利用再開に向け、芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインを作成（地区集会所、あしや市民活動センター）
6月25日	小槌ひろばを予約制・利用方法を変更して再開
6月25日	潮芦屋交流センター調理室にアクリルパネル、受付に消毒液、更衣室にサーキュレータを配置、調理室に利用時の注意と座席に間隔をあけてお座りいただくよう掲示、ロビーのソファ数を一人掛けに変更
6月26日	地区集会所、あしや市民活動センターに新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る啓発ビラの掲示依頼（マスクポスト、新しい生活様式における熱中症予防行動のポイント）
6月26日	施設利用制限解除に関するお知らせを市ホームページに掲載（地区集会所）
6月28日	市ホームページに「新しい生活様式」を踏まえた「4か月児健康診査」、「1歳6か月児健康診査」、「プレおや教室」、「健康チェック」の様子を掲載
6月29日	外食&テイクアウト&デリバリー応援プロジェクト「＃芦屋エール飯」ステップ2を実施
6月29日	市内物販・サービス業事業者応援プロジェクト「＃芦屋エール店(みせ)」を開始
6月29日	「ためまっぷ芦屋」を活用した市内事業者応援プロジェクトを開始（（特活）あしやNPOセンター連携事業）
6月29日	市民税に係る住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置（市税条例改正・公布）
6月29日	生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置（H30年度創設）について、適用対象を拡充（市税条例改正・公布）
6月29日	軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長（市税条例改正・公布）
6月29日	令和2年度一般会計補正予算（第3号）可決（うち、新型コロナウイルス対策関連として、休業要請事業者経営継続支援事業及び予備費について総額80,120千円を計上）
6月29日	令和2年度一般会計補正予算（第4号）可決（市民への生活支援、感染拡大防止対策の強化、学校の学習環境整備など、総額168,801千円を計上）
6月29日	すくすく学級、分散登級を終了し、通常保育を再開
6月30日	事業者支援緊急融資制度、個人事業主事業所賃料支援制度の受付を終了

コロナウイルス感染症対策補正予算一覧

令和元年度	事業名	事業概要	歳出補正額	財源		
				国・県	その他	一般財源
(令和2年補正予算第7号決)	児童福祉施設等への備品配布	感染症拡大防止のための子ども用マスク、消毒液、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬、体温計、使い捨て手袋等の配布	25,242	25,242		
		公立保育所(5)、公立認定こども園(1)、私立保育園(9)、私立認定こども園(2)、私立小規模保育所(7)、認可外保育施設(27)・・・計51				
		利用者支援事業(2)、放課後児童健全育成事業(15)、乳児家庭全戸訪問事業(1)、地域子育て支援拠点事業(3)、一時預かり事業(6)、ファミサポ事業(1)・・・計28	14,000	14,000		
	放課後等デイサービスの体制強化	(国庫補助金を補正し財源更正) 平日において午前中から開所する費用、人件費サービスの利用増に伴う人件費		10,446		-10,446
	放課後児童クラブの体制強化	(国庫補助金を補正し財源更正) 平日において午前中から開所する費用、人件費障害児の受け入れに必要な人件費		8,488		-8,488
	ファミサポ事業の利用助成	(国庫補助金を補正し財源更正) 小学校の臨時休業等によって発生するファミサポ事業の利用料に係る助成		64		-64
			39,242	58,240	0	-18,998
令和2年度	事業名	事業概要	歳出補正額	財源		
				国・県	その他	一般財源
(令和2年補正予算第1号決)	特別定額給付金事業	基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者一人につき10万円を給付するもの。	9,670,600	9,670,600		
	芦屋市事業者支援緊急融資事業	中小法人及び個人事業主の資金繰り対策として、無利子・無担保の緊急融資(50万円・1年間据え置き)を実施するもの。	500,000			500,000
	休業要請事業者経営継続支援事業(県・市協調分)	休業要請等に応じた中小法人及び個人事業主に対して、県・市が協調して一定の経営継続支援金(15万円～100万円)を支給するもの。	40,166			40,166
	休業要請事業者経営継続支援事業(市独自上乗せ分)	上記の対象となる飲食店等を営む個人事業主に対して、市独自の上乗せ分(15万円)を支給するもの。	31,500			31,500
	介護サービス事業者事業継続支援金	サービスの利用自粛に伴い新型コロナウイルスの影響を受けていない直近の給付費等と比較して20%以上減少した介護サービス事業者及び障がい福祉サービス事業所等(障がい者・障がい児)に対して、市独自の経営継続支援金(一法人につき上限30万円)を支給するもの。	21,600			21,600
	障がい福祉サービス事業所等事業継続支援事業(障がい者)		7,200			7,200
	障がい福祉サービス事業所事業継続支援事業(障がい児)		4,800			4,800
	濃厚接触者等に対する介護サービス提供継続支援事業	濃厚接触者等と認定された通所サービス等の利用者にホームヘルプや訪問看護等のサービスを提供する事業者に対して、ヘルパー派遣調整及び直接従事者に対する手当分として市独自の補助金(利用者一人あたり一日につき3千円)を支給するもの。	5,040			5,040
	濃厚接触者等に対する障がいサービス提供継続支援事業		1,260			1,260
	布マスク作製経費助成事業	障がい福祉サービス事業所が布マスクの作製を行う場合に、その経費の一部を助成するもの(一事業所につき上限10万円)。	600			600
	PCR検査等拡充事業	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、PCR検査等の体制の充実を図るもの。	12,432			12,432
	感染拡大防止対策事業(救急隊員)	救急活動時の消防隊員の感染防止のため、防護マスク、ゴーグル、感染防止衣、手袋等を配備するもの。	11,279			11,279
	感染拡大防止対策事業(福祉活動者)	福祉活動者(民生委員・児童委員、民生児童協力委員、保護司等)に対して、感染症拡大防止のためのマスク、消毒液等を配布するもの。	4,389			4,389
	感染拡大防止対策事業(小学校)	全ての市立小・中学校に児童生徒の体温を監視する装置(サーモグラフィ)を設置し、体温が一定以上ある児童生徒の体調管理を行えるようにするもの。	1,600			1,600
	感染拡大防止対策事業(中学校)		600			600
	新型コロナウイルス対策臨時見舞金事業	臨時休業による自宅での育児等に係る救済措置として、小・中学校の要保護、準要保護、特別支援学級(第1・2段階)児童生徒の保護者に対して、臨時見舞金(児童生徒一人につき月5千円)を支給するもの。	36,960			36,960
	学校給食に関する助成費の減額	上記見舞金の支給に伴い、現計予算における要保護・準要保護の児童生徒に対する給食費に係る就学援助費を臨時見舞金の財源へ組み替えるもの。	-22,717			-22,717
	家庭でのオンライン学習等支援事業	家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して、モバイルルータやタブレットPC等を貸与し、臨時的に学習支援を行うもの。	2,549			2,549
	予備費の増額	今後発生しうる緊急の新型コロナウイルス感染症対策に迅速に対応するため、予備費を増額するもの。	60,000			60,000
			10,389,858	9,670,600	0	719,258
(令和2年5月1日専決)	GIGAスクール構想関連事業	GIGAスクール構想に基づく「1人1台端末」を早期に実現するため、小・中学校の全児童生徒分のタブレットPCの整備を行うとともに、オンライン学習環境を整備するため、モバイルルータ等を購入するもの。	278,769	190,738		88,031
	子育て世帯臨時特別給付金支給事業	子育て世帯への生活支援策として、児童手当(本則給付)を受給する世帯(令和2年3月31日時点で0歳から中学生のいる世帯)に対して、臨時特別給付金(児童一人につき1万円)を支給するもの。	99,614	99,614		
	住居確保給付金事業	収入減少により離職や廃業には至っていないが住居を失うおそれが生じている者に住居確保給付金を支給できるよう、支給対象を拡充するもの。	21,000	15,750		5,250
	生活困窮者自立相談支援事業	上記による住居確保給付金の対象拡充に伴い、社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立相談支援事業の体制強化を図るもの。	2,500	1,875		625
	感染拡大防止対策事業(市立幼稚園)	市立幼稚園に対して、感染症拡大防止のためのマスク、消毒液等の消耗品や空気清浄機等の備品を配備するもの。	3,000	3,000		
	感染拡大防止対策事業(産後ケア事業)	産後ケア事業の実施に当たり、感染症拡大防止のためのマスク、消毒液等の消耗品や空気清浄機等の備品を配備するもの。	472	472		
			405,355	311,449	0	93,906

一般会計補正予算第3号 (令和2年6月29日可決)	放課後児童クラブ事業(業務委託料)	令和2年4月時点で定員超過の状況にある「なかよし学級(宮川小)」及び「わんぱく学級(山手小)」について、学童事業の正常化後に、保育室における児童の過密状態を回避するため、宮川・西山幼稚園の空き室を活用して、それぞれ1学級ずつの増設を図るもの。	30,621	12,508	4,786	13,327
	休業要請事業者経営継続支援事業(県・市協調分)	県・市が協調して実施する休業要請事業者経営継続支援事業について、その対象として新たに、 ① 行楽を主目的とする宿泊施設 ② 100m以下の大学・学習塾等、商業施設 が追加されたことに伴い、市の負担分を増額するもの。	10,120			10,120
	予備費の増額	今後発生しうる緊急の新型コロナウイルス感染症対策や台風等の災害対策に迅速に対応するため、予備費を増額するもの。	70,000			70,000
			110,741	12,508	4,786	93,447
(令和2年6月29日可決) 一般会計補正予算第4号	ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける低所得のひとり親世帯への生活支援策として、児童扶養手当受給世帯や、家計の急変により収入が同手当の支給水準まで下がった世帯等に対して、臨時特別給付金(1世帯5万円。第2子以降1人につき3万円等)を支給するもの。	79,211	79,211		
	家計急変世帯への支援事業(新型コロナウイルス対策臨時見舞金)	学校の臨時休業による自宅での育児等に係る救済措置として支給する臨時見舞金(児童生徒一人につき月5千円)について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年中の収入が大きく減少する見込みである世帯についても、新たに支給対象に加えるもの。	7,440			7,440
	家計急変世帯への支援事業(芦屋市奨学金)	本市の奨学金の支給対象は、前年中の所得で判定しているところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年中の収入が大きく減少する見込みである世帯についても、経済的理由により修学を断念することがないよう、新たに支給対象に加えるもの。	2,844			2,844
	家計急変世帯への支援事業(小学校・就学援助費)	本市の就学援助費の支給対象は、前年中の所得で判定しているところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年中の収入が大きく減少する見込みである世帯についても、経済的理由により就学が困難な状況に陥らないよう、新たに支給対象に加えるもの。	2,644			2,644
	家計急変世帯への支援事業(中学校・就学援助費)		2,350			2,350
	学習指導員配置事業(市立小・中学校)	児童生徒一人ひとりの学習定着度に応じたきめ細かな指導や家庭学習の準備など学級担任の補助等を行う学習指導員を、小学校各2名、中学校各1名(計19名)配置し、学習保障に必要な人的体制の整備を図るもの。	17,388	17,388		
	学校再開に伴う感染拡大防止対策事業(市立小学校)	段階的な学校再開に伴い、市立小・中学校における感染症対策等のため、以下の備品等を配備するもの。 ・消毒液等の衛生用品(追加購入) ・教室の換気を徹底するための空気循環機(サーキュレーター) ・熱中症対策のための冷風機(スポットクーラー)	10,387	5,193		5,194
	学校再開に伴う感染拡大防止対策事業(市立中学校)		4,113	2,057		2,056
	スクール・サポート・スタッフ配置事業(市立小学校)	段階的な学校再開に伴い増加する学級担任等の業務をサポートするため、家庭学習や家庭への連絡資料の準備、児童生徒の健康観察、教室内の換気、消毒等の感染症対策等を行うスクール・サポート・スタッフを、小学校各1名、中学校各1名(配置済みの精道中を除く。計10名)配置し、学習保障に必要な人的体制の整備を図るもの。	5,873	5,341		532
	スクール・サポート・スタッフ配置事業(市立中学校)		1,469	1,336		133
	家庭でのオンライン学習支援事業(市立小・中学校)	家庭でのオンライン学習環境を整備するためのモバイルルータ購入費に対する国庫補助の要件拡大に伴い、就学援助児童生徒数分の台数を確保するため、同機器を追加購入するもの。	3,390	3,390		
	学校再開に伴う学習保障支援事業(市立小・中学校)	児童生徒の学習を保障し、学びの確実な定着を図るため、家庭等における自学自習に活用できるドリル教材を全ての市立小・中学校に導入するもの。	2,000	1,000		1,000
	感染拡大防止対策事業(保育所等)	認可保育所、認定こども園、認可外保育施設等が感染症拡大防止のためのマスク、消毒液等の衛生用品及び備品を追加的に配備(民間施設へは購入費を補助)するもの。	25,500	25,500		
	感染拡大防止対策事業(放課後児童健全育成事業)	放課後児童健全育成事業に対して、感染症拡大防止のためのマスク、消毒液等の衛生用品を追加的に配備するもの。	9,000	9,000		
	感染拡大防止対策事業(市立幼稚園、一時預かり事業)	市立幼稚園及び同園で実施している一時預かり事業に対して、感染症拡大防止のためのマスク、消毒液等の衛生用品及び備品を追加的に配備するもの。	6,000	6,000		
	感染拡大防止対策事業(母子保健事業)	乳児家庭全戸訪問事業及び利用者支援事業(母子保健型)に対して、感染症拡大防止のためのマスク、消毒液等の衛生用品や空気清浄機等の備品を追加的に配備するもの。	1,000	1,000		
	市議会議員の議員報酬及び行政視察に要する経費の減額	新型コロナウイルスの感染拡大による休業要請等により市民生活が経済的に厳しくなっていること及び感染症対策のため本市の財政支出が増大していることに鑑み、市議会議員の議員報酬を令和2年7月1日から令和3年3月31日までの9ヶ月間5%減額するとともに、行政視察に要する経費を減額するもの。	-10,604			-10,604
	市長及び副市長の給料月額額の減額	新型コロナウイルス感染症により生じた事態による市民生活への影響に鑑み、市長、副市長及び教育長の給料月額を令和2年7月1日から令和3年3月31日までの9ヶ月間5%減額するもの。	-875			-875
	教育長の給料月額額の減額		-329			-329
合計			11,113,997	10,209,213	4,786	899,998

新型コロナウイルス感染症関連の物資の寄附について

多くの市民の皆さま及び企業・団体の皆さまから、心温めるご寄附をいただきました。誠にありがとうございます。

いただきました物資につきましては、医療施設、教育施設、社会福祉施設、子育て施設などにお送りし、活用いただきました。マスクや消毒液等の不足する中での大きな助けとなりました。重ねて感謝申し上げます。

寄附いただきました物資（令和２年３月～令和２年６月）

品 目	数 量	寄附者
マスク（不織布）	１０１，０６０枚	２０人
マスク（布）	５，１２５枚	３人
マスク（Ｎ９５）	５０枚	１人
感染防護衣	６セット	１人
消毒液・ジェル・ムース	２，５８６本	３人
消毒液	３４ℓ	２人
消毒シート	５１０個	１人
その他（フリーズドライみそ汁， 弁当，お菓子など）	５件	５人
	延べ人員	３６人
	実 人 員	３３人

市長メッセージ

令和2年3月11日付け市長メッセージ

3月11日に芦屋市内で初めての新型コロナウイルス感染症の患者が確認されました。

このため、当分の間、市立幼稚園、市民センター、集会所等を臨時休業することといたしました。

関係機関と緊密に連携し感染拡大防止に努めるとともに、一刻も早い収束に向けた万全の対策を講じてまいります。

市民の皆様におかれましては、正しい情報に基づく冷静な対応と改めて下記のことの徹底をお願いいたします。

市民のみなさまにお願いしたいこと

- (1) 可能な限り、換気が悪く密集するようなところ、不特定多数の方と接触する場所は避けてください。

国の専門家会議の見解では、

- ① 換気の悪い密閉空間であること
- ② 多くの人が密集すること
- ③ 近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われること

これら3つの条件が同時に重なった場では、より多くの人が感染していたと考えられています。

これら3つの条件ができるだけ同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動をとってください。

- (2) 手洗いやうがい、咳エチケットの励行など感染予防をより徹底してください。
- (3) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある場合（高齢者や基礎疾患等のある方は、これらの状態が2日程度続く場合）は、「帰国者・接触者相談センター」へご連絡ください。

令和2年3月11日

芦屋市長 いとう まい

令和 2 年 3 月 30 日付け市長メッセージ

本市では、3 月 14 日以降、新たな新型コロナウイルス感染症患者は確認されていないものの、東京都では感染者急増が続いており、兵庫県内においてもクラスターが発生するなど引き続き感染拡大防止対策の取り組みは重要です。

つきましては、市民センターや集会所等の貸室の閉鎖、市主催イベント等の延期または中止を 4 月 15 日まで延長することとしました。引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

幼稚園・小中学校の入園、入学式については、中学校は 4 月 8 日、小学校は 9 日、幼稚園は 13 日にいたします。また、始業式については、小中学校は 4 月 7 日、幼稚園は 10 日から **3 つの「密」**を留意した感染防止対策を行いながら実施いたします。

学校・園に児童・生徒・園児の皆さんの元気な姿が戻ってくることは大変うれしいことでございます。

春は外出するにはとても気持ちの良い季節です。

市民の皆さまには

1. **換気の悪い密閉空間**
2. **多数が集まる密集空間**
3. **間近で会話や発声する密接場面**

の **3 つの「密」**が重なる場所を避けて、適度な運動やバランスのとれた食事をとる等免疫力の維持・向上に努めていただきますようお願いいたします。

令和 2 年 3 月 30 日

芦屋市長 いとう まい

令和 2 年 4 月 6 日付け市長メッセージ

小・中学校・幼稚園については、4 月は入学、新学期と新たなスタートをきる大切な月でもあり、新学期から感染防止対策を実施しながら再開を予定していましたが、本市では、4 月 4 日、5 日にそれぞれ 2 人の方の新型コロナウイルス感染症の確認がされ、現在、市内での患者の発生状況は 9 名となっています。兵庫県では本市を含め、4 月 4 日には 15 人、5 日に 13 人の新たな患者が確認され、累計で 203 人に達しており、首都圏や大阪府等の大都市圏で増

加傾向が顕著になっています。

これらの状況を踏まえ、「子どもの安全を第一」に考え、学校園の再開を5月6日（水曜日）まで延期することといたしました。

なお、予定していました小・中学校・幼稚園の始業式・入学式・入園式は「3密（密閉空間、密集場所、密接場面）」を避ける、手洗いの励行等の安全対策を講じたうえで登校（登園）日といたします。

新学期からの子ども達の明るい笑顔で登校（登園）いただけることを心待ちにしていたので、大変残念ではございますが、休業期間中は、不要不急の外出を控えていただきますよう、ご理解とご協力を引き続きお願い申し上げます。子どもの体調・心理的な面でご心配があれば、ご遠慮なく学校園にご相談ください。

また、政府では、緊急事態宣言について検討していますので、緊急事態宣言が発令された場合の学校施設等の使用制限についての対応はわかり次第お知らせいたします。

市民の皆さまには

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集空間
3. 間近で会話や発声する密接場面

の3つの「密」が重なる場所を避けた場所にお出かけいただき、適度な運動やバランスのとれた食事をする等免疫力の維持・向上に努めていただきますようお願いいたします。

市ホームページや市広報掲示板等を活用し、迅速な情報発信に努めてまいりますので、市民の皆様におかれましても、うわさや不確かな情報に惑わされることなく、落ち着いた行動をよろしくお願いいたします。

令和2年4月6日

芦屋市長 いとう まい

令和2年4月7日付け市長メッセージ

4月7日（火曜日）に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、兵庫県を含む7都府県に緊急事態宣言が発令されました。

本市におきましては、4月以降、新型コロナウイルス感染症の患者が急増し

ており、当初は見られなかった若年層の方への感染が連続しているという心配すべき傾向にもあります。

本市におきましても、5月6日（水曜日・祝日）まで市主催のイベントの自粛や公共施設の閉鎖対象を拡大、また期間を延長いたします。

市民の皆さまには、これまで以上にご不便をおかけすることになりますが、ご自分の命を守るため、ご家族の命を守るため、そして社会を守るため、趣旨をご理解いただき、生活の維持に必要な外出以外は、より一層控えていただきますよう改めてお願いいたします。

特に若い世代の方々には、本市の感染状況を踏まえ、今まで以上に外出を控えていただきますようお願い申し上げます。

ただし、食料品や医療品などの生活必需品を購入するための外出は制限されません。また、公共交通機関や医療機関、スーパーマーケットなどの生活を維持していくうえで必要な施設については、業務が継続され、商品も十分に供給されますのでご安心ください。

繰り返します。

この難局を乗り越えるためには、外出の自粛が一番重要です。

やむを得ず外出が必要な方は、「3密（密閉空間、密集場所、密接場面）」を避ける等市民の皆さまお1人おひとりが、これまで以上に「高い意識」を持って生活していただくことが何より重要です。

そして、強制ではなく要請のみを以って、感染拡大を封じ込めた世界で唯一の国となりますように、芦屋市民の皆さまのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

令和2年4月7日

芦屋市長 いとう まい

令和2年4月14日付け市長メッセージ

4月7日（火曜日）に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、兵庫県を含む7都府県に緊急事態宣言が発令されました。

本日で、1週間が経ちましたが、依然として感染拡大が続いており、本市でも患者数は19名に達し、憂慮すべき傾向にもあります。

このような中でも、社会生活を維持するため休むことができない職業に従事されている皆さまに、心から感謝申し上げます。

この緊急事態を 1 か月で収束させるべく、4 月 12 日（日曜日）に兵庫県知事は「新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応方針」を発出されました。

取組の内容としましては、

1. 最低 7 割、極力 8 割の接触削減の実現のための、外出の自粛
2. 医療体制の確保
3. 休業要請の検討
4. 県職員の在宅勤務の実現の検討
5. 県内経済団体、企業、市町等への在宅勤務の一層の強化（目標：出勤者最低 7 割減）

です。

市役所におきましても、兵庫県の在宅勤務の実施要請を受け、4 月 15 日（水曜日）から 5 月 6 日（水曜日）まで、一部職員の在宅勤務による出勤者抑制を図ります。

市役所の窓口におきましては、通常どおり開庁いたしますが、職員の在宅勤務実施に伴い、職員体制を縮小いたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたしますとともに、郵便申請等をご活用いただきまして、国・県をあげての外出抑制に一層のご理解とご協力をお願いいたします。

また、4 月 15 日（水曜日）からは、兵庫県の休業要請を受け休業となる事業所もございますが、公共交通機関や医療機関、スーパーマーケットなどの生活を維持していくうえで必要な施設については、業務が継続され、商品も十分に供給されますのでご安心ください。

やむを得ず外出が必要な方は、「3 密（密閉空間、密集場所、密接場面）」を避ける等市民の皆さまお 1 人おひとりが、これまで以上に「高い意識」を持って生活していただくことが何より重要です。

事業者の皆さまには、大変なご協力をいただくこととなりますが、社会を守るため、趣旨をご理解いただきご協力をお願いするとともに、市民の皆さまは、自分の命を守るため、ご家族の命を守るため、趣旨をご理解いただき、生活の維持に必要な外出以外は、より一層控えていただきますよう改めてお願い申し上げます。

令和 2 年 4 月 14 日
芦屋市長 いとう まい

令和 2 年 5 月 1 日付け市長メッセージ

こころ一つにして One Heart Stay Home

ゴールデンウィーク中も、ご自宅で過ごしてくださるようお願い申し上げます。

緊急事態宣言が発令されてから 1 か月が経とうとしています。全国的な感染拡大を封じ込めるまであと一息です。

市民のみなさま、事業者のみなさまには、既に一方ならぬご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

また、社会生活を支える仕事に従事されている「エッセンシャルワーカー」の頑張りにも心からの敬意と感謝を申し上げます。

市としましては、特別定額給付金をはじめとした生活支援、企業等への事業継続支援、学校の臨時休校にかかる環境整備、そして新型コロナウイルス感染拡大防止の強化等、可能な限りの対策を講じてまいります。

不安なお気持ちやストレスを抱えながら、ご不便な日々が続きますが、今こそが正念場です。

大切な人、大切な命、大切な未来を守るため、みなさまでこころを一つにして危機意識を共有し、なお一層のご協力を心からお願い申し上げます。

令和 2 年 5 月 1 日
芦屋市長 いとう まい

令和 2 年 5 月 15 日付け市長メッセージ

市民の皆さま、事業者の皆さまには、こころ一つに One Heart となって、外出や営業の自粛要請などに対しまして、多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

国において緊急事態宣言の対象地域として継続指定されている兵庫県においては、感染拡大の防止を基本としつつ施設の使用制限等の一部緩和を決定しました。

本市におきましては、5月31日まで学校園の休業や市立施設の閉鎖を引き続き行いますが、児童生徒の長期化に伴う子どもたちの心身のケアや家庭学習の状況確認および学校再開に向けた規則正しい生活習慣を、児童生徒と保護者の皆さまとともに調えることを目的として、感染リスクに最大限配慮しながら登校園可能日を5月31日までの間に2回設定いたします。

少しずつ、通常の生活に戻ってまいります。今までの皆さまの努力が無駄にならないよう、気を引き締めて、「人との接触を8割減らす、10のポイント」を徹底して守っていただきますようご協力をお願い申し上げます。

特別定額給付金申請書類については、世帯主あてに15日に発送いたしました。

世帯主の方は、申請書に必要な事項を記載、本人確認書類、口座確認書類とともにご返信いただければ支給の手続きを進めます。

なお、オンラインで、既に申請された世帯には、20日から支給を開始いたします。

これからの季節、熱中症や食中毒にもご留意いただき、体調管理に努めていただきますとともに、いよいよ長丁場となってまいりましたコロナ禍における新たな生活様式を市民の皆さまとともに形づくっていきたいと思います。

どうかよろしくお願いいたします。

令和2年5月15日

芦屋市長 いとう まい

令和2年5月22日付け市長メッセージ

5月21日、兵庫、大阪、京都の緊急事態宣言が解除されたことを受け、本市においても、感染防止策を講じながら市民サービスを段階的に再開させてまいります。

これほどまでに、新規感染者の抑制に至ったことについては、市民の皆さま、事業者の皆さまが、One Heart! ところ一つに外出や営業の自粛要請などに対し、多大なるご理解とご協力をいただきましたことに、外なりません。心から感謝を申し上げます。

市立施設は5月31日まで継続して閉鎖いたしますが、その間に施設利用ガイドラインに基づく感染の再拡大防止策に万全を期したうえで6月1日の施設再開を目指してまいります。

学校園については、感染防止対策マニュアルに基づき、三密を避けるなど、感染リスクに最大限配慮しながら 6 月 1 日から再開いたします。

しばらくの間は分散登校による短縮の時間割となりますが、児童生徒の安全面に配慮し、慎重な対応を行ってまいります。

学習や生活面で、様々なご不安、ご心配がおりと思いますが、児童・生徒の負担とならないよう心理的なサポートも含め全力で取り組んでまいります。

保護者の皆さまには引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

緊急事態宣言が解除されたとはいえ、With Corona のもとで再び感染拡大を起こさないよう、新たな生活様式の定着による新たな日常を、皆さまお一人お一人とともに取り戻してまいります。

令和 2 年 5 月 22 日

芦屋市長 いとう まい

令和 2 年 6 月 1 日付け市長メッセージ

5 月 25 日緊急事態宣言が全面的に解除され、新たな日常がスタートいたしました。市民の皆さま、事業者の皆さまのこれまでの頑張りには、心からの敬意と感謝を申し上げます。

6 月 1 日から、新しい生活様式の定着を前提として、市立施設を再開いたします。当面の間は、「3 つの密」を回避するための「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」に基づき、一部利用の制限による再度の感染拡大に備えてまいります。

また、施設利用時には、新型コロナウイルス感染症対策確認シートの記入をお願いし、市民の皆さまとの意識を共有しつつ新たな日常への歩みを進めてまいります。

学校園についても、しばらくの間は分散登校による短縮の時間割となりますが、感染防止対策マニュアルに基づき、感染リスクを下げる万全の対策を講じながら児童・生徒の学びを保障してまいります。

緊急事態宣言は解除されましたが、まだ、ゼロリスクではありません。

いまだ進行形のコロナと向き合い、共存しながら、慎重に、そして確実に次のステージへ進んでいくために、その時々に必要な支援策を講じながら、市民

の皆さまに、安全・安心な新しい暮らしを取り戻していただけるよう全力を尽くしてまいります。

令和 2 年 6 月 1 日
芦屋市長 いとう まい

令和 2 年 6 月 12 日付け市長メッセージ

6 月から市立施設、学校園の再開、新しい生活様式による「新たな日常（ニューノーマル）」への挑戦から 2 週間が過ぎました。

市立施設においては、一部利用制限があるものの、円滑なご利用にご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

お待たせしておりました特別定額給付金につきましては、6 月 12 日までに 7 割近くの約 3 万世帯に振込を完了いたしました。今後も順次振込を行っていく予定でございますので、まだ申請をされていない世帯主の方は 8 月 24 日の期限までにお忘れのないよう申請していただきますようお願い申し上げます。

国・県では経済再生、第 2 波対策、新生活に重点を置いた補正予算案が審議されようとしています。

本市におきましても、これまでの取組を総括し、市民の皆さまの暮らしに寄り添うきめ細やかな施策を実施することにより、安心・安全な新たな日常生活を、皆さまとともに作り上げてまいりたいと思います。

これから暑い季節を迎えます。

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントにもご留意いただきますようお願い申し上げます。

令和 2 年 6 月 12 日
芦屋市長 いとう まい

新型コロナウイルス感染症対策に ともなう市立施設の貸室閉鎖のお知らせ

**新型コロナウイルス感染拡大防止
のため3月31日(火)まで
市立施設(市民センター・集会所等)
の貸室を閉鎖します。**

この期間の貸室はご利用できません。

受付業務は継続しています。振替や料金の払い戻し
は、各施設(または担当課)へお問い合わせください。

ご理解とご協力をお願いします。

**市主催のイベント等の開催を延期または
中止しています。**

関係団体が主催するイベント等も同様の検討を
お願いしています。

市立施設の
貸室閉鎖等の
最新情報



市主催のイベント
等の延期または
中止の最新情報



市民の皆様へ

市長メッセージ

3月11日に芦屋市内で初めての新型コロナウイルス感染症の患者が確認されました。

このため、当分の間、市立幼稚園、市民センター、集会所等を臨時休業することといたしました。

関係機関と緊密に連携し感染拡大防止に努めるとともに、一刻も早い収束に向けた万全の対策を講じてまいります。

市民の皆様におかれましては、正しい情報に基づく冷静な対応と改めて下記のことの徹底をお願いいたします。

令和2年3月11日
芦屋市長 いとう まい

市民の皆様をお願いしたいこと

- 1.可能な限り、換気が悪く人が密集するようなところ、不特定多数の人と接触する場所は避けてください。

国の専門家会議の見解では...

- ①換気の悪い密閉空間であること
- ②多くの人が密集すること
- ③近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話や発声が行われる

これらの3つの条件が同時に重なった場では、より多くの人が感染していたと考えられています。
これらの条件ができるだけ同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動をとってください。

- 2.手洗いやうがい、咳エチケットの励行など感染予防を徹底してください。
- 3.風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある人(高齢者や基礎疾患等のある人は、これらの状態が2日程度続く場合)は、「帰国者・接触者相談センター」へご連絡ください。

帰国者・接触者相談センター
(芦屋健康福祉事務所)

☎ 32-0707

(平日：午前9時～午後5時30分)

新型コロナウイルス感染症全般

兵庫県 24時間対応コールセンター
(相談窓口)

☎ 078-362-9980

(24時間対応)

新型コロナウイルス感染拡大を受け
「緊急事態宣言」が発令されました。

外出は自粛してください

やむを得ず外出する場合は

3密(密閉空間・密集場所・密接場面)を避けてください。

5月6日(水・祝)まで

▶市立施設・屋外施設(市役所・芦屋病院・消防署・ラポルテ市民サービスコーナーを除く)は閉鎖や利用の制限をしています。

▶市主催のイベント等の開催を延期または中止しています。

※詳細は各施設・担当課へお問合せください。

芦屋市の新型コロナウイルス感染症に
関する情報はこちら



市民の皆さまへ

4月7日(火)に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、兵庫県を含む7都府県に緊急事態宣言が発令されました。

本市におきましては、4月以降、新型コロナウイルス感染症の患者が急増しており、当初は見られなかった若年層の方への感染が連続しているという心配すべき傾向にもあります。

本市におきましても、5月6日(水・祝)まで市主催のイベントの自粛や公共施設の閉鎖対象を拡大、また期間を延長いたします。

市民の皆さまには、これまで以上にご不便をおかけすることになりますが、ご自分の命を守るため、ご家族の命を守るため、そして社会を守るため、趣旨をご理解いただき、生活の維持に必要な外出以外は、より一層控えていただきますよう改めてお願いいたします。

特に若い世代の方々には、本市の感染状況を踏まえ、今まで以上に外出を控えていただきますようお願い申し上げます。

ただし、食料品や医療品などの生活必需品を購入するための外出は制限されません。また、公共交通機関や医療機関、スーパーマーケットなどの生活を維持していくうえで必要な施設については、業務が継続され、商品も十分に供給されますのでご安心ください。

繰り返します。

この難局を乗り越えるためには、外出の自粛が一番重要です。

やむを得ず外出が必要な方は、「3密(密閉空間、密集場所、密接場面)」を避ける等市民の皆さまお一人おひとりが、これまで以上に「高い意識」を持って生活していただくことが何より重要です。

そして、強制ではなく要請のみを以って、感染拡大を封じ込めた世界で唯一の国となりますように、芦屋市民の皆さまのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

令和2年4月7日
芦屋市長 いとう まい

電話相談窓口のご案内



市民の皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
外出自粛が継続する中、芦屋市では日常生活に関わる様々な問題について、下記のとおり電話相談を行っています。
ぜひご利用ください。

【日常生活に関する電話相談】※電話相談日時について特に記載がない限り、祝日の相談業務はありません。 市内の新型コロナウイルス感染症に関する最新情報▲

名称	電話相談内容	電話相談日時	相談員	問い合わせ先等
市政相談	市政についての相談、問い合わせ、苦情、要望	月～金曜日 午前9:00～午後5:30 (正午～午後0:45除く)	市職員	お困りです課 TEL (0797)38-5401 FAX (0797)38-5402
消費生活相談	悪質商法や事業者との契約トラブル、製品事故など	月～金曜日 午前9:00～午後4:00 (正午～午後0:45除く)	専門相談員	消費生活センター TEL (0797)38-2034 相談日以外は消費者ホットライン TEL 188(土・日・祝日 午前10:00～午後4:00)
LGBT(セクシュアルマイノリティ)電話相談	自分の性(性自認)や好きになる性(性的指向)などに関する相談	第1・3火曜日 午後4:30～8:15 専用ダイヤル TEL (0797)38-2111	専門相談員	人権・男女共生課 TEL (0797)38-2055 FAX (0797)38-2175 Eメール jinkensuishin@city.ashiya.lg.jp
女性の悩み面接相談(予約必要)	心の悩み相談・・・女性の抱える生きづらさや悩みについての相談	第1・2・4・5金曜日 午前10:00～午後4:00 (変更の場合あり)	女性相談員 (フェミニストカウンセラー)	男女共同参画センター TEL (0797)38-2022 FAX (0797)38-2175 <予約受付時間> 月～金曜日 午前9:00～午後5:30
※外出自粛期間中に限り電話相談を受け付けています。	家事調停に関する相談・・・離婚・養育費・相続などの夫婦・親族間の相談	第3金曜日 午前11:00～午後4:00 (変更の場合あり)	女性相談員 (元家庭裁判所の調停委員)	
DV相談(電話相談)	配偶者やパートナーからの暴力についての相談	月～金曜日 午前9:00～午後5:30 (正午～午後0:45除く)	婦人相談員	DV相談室 TEL (0797)38-9100
外国人生活相談	外国人の日常生活の相談(英語・日本語・中国語・韓国語・スペイン語で対応)	英語・日本語:毎日 午前9:00～午後5:30 中国語・韓国語:土・日 午前9:00～午後5:30 スペイン語:事前予約必要 (水曜日は除く)	事務局職員	潮芦屋交流センター TEL (0797)25-0511 FAX (0797)25-0512 Eメール info@ashiya-sec.jp
ボランティア活動相談(予約必要)	ボランティア活動相談	月～土曜日 午前10:00～午後4:00	専門相談員 (事務局職員)	芦屋市立あしや市民活動センターリードあしや TEL (0797)26-6452 FAX (0797)26-6453

【生活環境に関する電話相談】

名称	電話相談内容	電話相談日時	相談員	問い合わせ先等
公害苦情相談	大気・水質・騒音・振動・悪臭等	月～金曜日 午前9:00～午後5:30 (正午～午後0:45除く)	市職員	環境課保全係 TEL (0797)38-2051 FAX (0797)38-2162
空地相談	空地の雑草繁殖や空地への不法投棄に関する相談	月～金曜日 午前9:00～午後5:30 (正午～午後0:45除く)	市職員	環境課管理係 TEL (0797)38-2050 FAX (0797)38-2162
ねずみ駆除相談	ねずみ駆除対策等			

【健康に関する電話相談】

名称	電話相談内容	電話相談日時	相談員	問い合わせ先等
保健師健康相談	健康(からだ・こころ)に関する不安や悩み等に関する相談	月～金曜日 午前9:00～午後5:30	保健師	保健センター TEL (0797)31-1586 FAX (0797)31-1018
栄養相談	妊娠中の食事、離乳食、幼児食、生活習慣病予防の食事等の栄養に関する相談	月～金曜日 午前9:00～午後5:30	管理栄養士	
育児・妊産婦相談	乳幼児の育児や育児・発達、離乳食・母乳等に関する相談	月～金曜日 午前9:00～午後5:30	保健師 管理栄養士	
アレルギー相談	アレルギーが心配な乳幼児の育児やスキンケア、食事等に関する相談	月～金曜日 午前9:00～午後5:30	保健師 管理栄養士	
医療相談	芦屋市内の方、芦屋病院に通院・入院されている方の医療や制度、退院後の生活ケア等の相談	月～金曜日 午前9:00～午後4:00	医療相談員 退院支援看護師	市立芦屋病院地域連携室・医療相談室 TEL (0797)31-2156

【福祉に関する電話相談】

名称	電話相談内容	電話相談日時	相談員	問い合わせ先等
福祉の総合相談	お金、仕事、住宅など生活に関する相談・支援	月～金曜日 午前9:00～午後5:30	専門相談員	福祉センター総合相談窓口 TEL (0797)31-0681 FAX (0797)32-7529 Eメール kurashi@ashiya-shakyo.com
心配ごと相談	生活上の心配ごと、困りごとの相談	随時	民生委員・児童委員	社会福祉協議会 TEL (0797)32-7530 FAX (0797)32-7529 <事務局問い合わせ時間> 月～金曜日 午前9:00～午後5:30
高齢者福祉相談	高齢者が必要とする各種福祉サービスの相談	月～金曜日 午前9:00～午後5:30	市職員	高齢介護課 TEL (0797)38-2044 FAX (0797)38-2060
権利擁護専門相談	成年後見制度の利用、消費者被害、虐待などの権利侵害など、高齢者・障がいのある人の権利擁護に関する相談	月～金曜日 午前9:00～午後5:30	社会福祉士	権利擁護支援センター TEL (0797)31-0682 FAX (0797)31-0687 Eメール ashiya-asc@hn.pasnet.org

※お電話の際は、電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。

【福祉に関する電話相談】 ※電話相談日時について特に記載がない限り、祝日の相談業務はありません。

名称	電話相談内容	電話相談日時	相談員	問い合わせ先等
在宅介護相談	高齢者とその家族を支援するための総合相談窓口	月～金曜日 午前9:00～午後5:30	施設職員	
		【朝日ヶ丘・岩園小学校区】 東山手高齢者生活支援センター TEL (0797)32-7552 FAX(0797)22-0339	【山手小学校区】 西山手高齢者生活支援センター(アクティブライフ山芦屋内) TEL (0797)25-7681 FAX(0797)25-7687	
障がい者相談	障がいのある人の悩み事や困り事について、地域での相談・助言	相談及び申込み 月～金曜日 午前9:00～午後5:30	市職員 障がい者相談員	【潮見中学校区】 潮見高齢者生活支援センター(あしや喜楽苑内) TEL (0797)34-4165 FAX(0797)31-3714
	障がいのある人の日常生活や障がい福祉サービスの利用等の相談・支援	月～金曜日 午前9:00～午後5:30	相談支援員	障がい者相談支援窓口(保健福祉センター内) TEL (0797)31-0692 FAX(0797)32-7529
障がい者就業・生活相談	障がいのある人の就業・生活に関する相談・支援	月～金曜日 午前9:00～午後5:30	就業支援担当員 生活支援担当員	兵庫県阪神南障害者就業・生活支援センター(保健福祉センター内) TEL (0797)22-5085 FAX(0797)22-5083
生活保護相談	生活保護法に基づく生活支援(生活保護に関する相談)	月～金曜日 午前9:00～午後5:30	市職員	生活保護課 TEL (0797)38-2042 FAX(0797)38-2060

【子どもの虐待に関する電話相談】

名称	電話相談内容	電話相談日時	相談員	問い合わせ先等
家庭児童相談(24時間)	児童虐待の通報、子ども(0歳～18歳未満)を育てていく上でのさまざまな悩みや、心配ごとの相談(妊婦も含む)	月～金曜日 午前9:00～午後5:30	子ども家庭支援員	子ども家庭総合支援室 TEL (0797)31-0643 相談直通ダイヤル (はぐくみ) TEL (0797)38-8993
		上記以外の日時 TEL相談のみ	相談員	子育てテレフォンハッピートーク TEL 0798-45-5535
全国共通ダイヤル(24時間)	子どもの虐待に関する電話相談	24時間	相談員	いち はやく TEL 1 8 9 (近くの児童相談所につながります)

【子育てに関する電話相談】

名称	電話相談内容	電話相談日時	相談員	問い合わせ先等
母子・父子相談	母子家庭、父子家庭の生活相談、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付など	月・水・金曜日 午前9:00～午後5:30 木曜日 午前11:00～午後5:30	母子・父子自立支援員	子育て推進課 TEL (0797)38-2045 FAX(0797)38-2190
子育て相談	乳幼児期の子育て全般	月～金曜日 午前9:00～午後5:30	アドバイザー	子育てセンター TEL(0797)31-8006 FAX(0797)31-0647
子育て世代包括支援センター	妊娠、出産、子育てに関する各種の相談	月～金曜日 午前9:00～午後5:30	保健師	子育て世代包括支援センター TEL (0797)31-0611 FAX(0797)31-0647
育児相談	子育ての疑問や悩みなど	月～金曜日 午前9:00～午後5:00	保育教諭 保育士	精道こども園 TEL (0797)32-0510
				打出保育所 TEL (0797)22-5725
				大東保育所 TEL (0797)22-0089
				岩園保育所 TEL (0797)31-0335
				緑保育所 TEL (0797)34-0715
				新浜保育所 TEL (0797)32-0410

【教育に関する電話相談】

名称	電話相談内容	電話相談日時	相談員	問い合わせ先等
教育相談(打出教育文化センター)	不登校・学習障がい・問題行動・友人関係等学校園における悩み、心の悩みを持つ幼児・児童及びその保護者との教育相談	月～金曜日 午前9:00～午後5:00	指導主事(教職経験者)	打出教育文化センター TEL (0797)38-7130 FAX(0797)38-7843
教育相談(カウンセリングセンター)	子どもの日常生活の中で気になること、不安なこと、心配なこと等	月・水・金曜日 午前10:00～午後4:00	専門相談員	カウンセリングセンター(打出教育文化センター内) TEL (0797)23-5998
特別支援に関する教育相談	障がい等により特別な支援が必要な子どもへの対応等についての相談	月～金曜日 午前9:00～午後5:00	専門指導員 指導主事	特別支援教育センター(保健福祉センター3階) TEL (0797)31-0654
教育110番	学校の教育全般及び夜間中学校に関する相談	月～金曜日 午前9:00～午後5:00	指導主事	学校教育課 TEL (0797)22-0110
青少年に関する教育相談	いじめ、不登校、進路・学習、友人、異性問題等	月～金曜日 午前9:00～午後5:00	センター職員	青少年愛護センター TEL (0797)31-8229
若者相談	不登校、ひきこもり、ニート等	火～土曜日 午前10:00～午後4:00 (正午～午後1:00除く)	専門相談員	若者相談センター「アサガオ」 TEL (0797)22-5115

【住まいに関する電話相談】

名称	電話相談内容	電話相談日時	相談員	問い合わせ先等
住宅相談	分譲マンションにおける管理組合運営、大規模修繕工事、入居者間のトラブル等のほか、賃借や戸建て住宅に関わる相談全般	月～金曜日 午前9:00～午後5:30 (正午～午後0:45除く)	マンション管理士 一級建築士	集合住宅維持管理機構 TEL 06-4708-7790 FAX 06-4708-7791 Eメール ashia@kikou.gr.jp

【新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口】

帰国者・接触者相談センター(芦屋健康福祉事務所)

☎ 0797-32-0707 (平日:午前9:00～午後5:30)

電話での相談を受け、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、『帰国者・接触者外来』を設置している医療機関をご案内します。

兵庫県24時間対応コールセンター(相談窓口)

☎ 078-362-9980 (24時間対応)

新型コロナウイルス感染症の予防・検査・医療に関するご相談



給付金の サギに注意!! (詐欺)

絶対に教えない！渡さない！

- 暗証番号
- 口座番号
- 通帳
- キャッシュカード
- マイナンバー

市区町村や総務省などが以下を行うことは
絶対にありません

- ❌ 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ❌ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ❌ メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな？」と思ったら遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン **188**
(局番なしの3桁)

新型コロナウイルス給付金関連
消費者ホットライン
0120-213-188

お住まいの**市区町村**

お近くの**警察署**

警察相談
専用電話 **#9110**



総務省 給付金

🔍 検索



総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications



消費者庁
Consumer Affairs Agency



警察庁
National Police Agency

令和2年5月

新型コロナウイルス対策の給付金に 便乗した**詐欺**等に注意!

要 注 意

以下のキーワードには、十分ご注意ください。

- 「10万円の給付金の関係で調査しています」
- 「給付金の受取手続きを代行します」
- 「低金利で融資しています」
- 「現金、カードを預かります」
- 「暗証番号を教えてください」
- 「還付金があるからATMで手続きをしてください」



政府から発表された「特別定額給付金」に便乗した不審電話、不審メールが発生しています。

警察からのお願い

電話でのお金の話は詐欺を疑ってください。
一人で慌てて対応せず、警察等にまずは相談してください。

芦屋市消費生活センター ☎0797-38-2034

※平 日 9:00～12:00 12:45～16:00

※土・日・祝日 10:00～16:00は消費者ホットライン ☎188

芦屋警察署 ☎0797-23-0110

芦屋市・芦屋警察署・芦屋防犯協会

特別定額給付金

の申請書の郵送を開始しています。

給付対象者

基準日(令和2年4月27日)において、
芦屋市の住民基本台帳に記録されている
かた

給付額

給付対象者1人につき10万円

受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

※世帯でまとめて給付します。

申請の流れ

① 芦屋市から「特別定額給付金申請書」が届きます。

(申請書を郵送しています。)

② 届いた「特別定額給付金申請書」に必要事項を記入し、郵送で提出してください。

「特別定額給付金申請書」に同封されている
記載見本を参考に、世帯主の署名(または記名
押印)、世帯主の口座情報等を記入し、添付書
類を貼り付けて、同封の返信用封筒で郵送し
てください。

☆貼付書類

○世帯主の本人確認書類の写し

〔運転免許証・健康保険証・年金手帳などの写し〕
同一世帯の成人のかたが代理申請(代理受
給)をする場合は、そのかたの本人確認書類
の写しも必要です。

○振込先口座が確認できる書類の写し

〔金融機関名・口座番号・口座名義人が確認
できる通帳・キャッシュカードの写し〕

申請受付期限は、3か月以内です。遅くとも令和2年8月24日までに申請してください。

③ 受付・審査後、給付金が給付されます。しばらくお待ちください。

□申請書は、令和2年4月27日時点の住民基本台帳の記録に基づいて記載しています。

□引っ越しされたかたは、申請書が転送されるよう、忘れずに郵便局にお届けください。

給付金を装った詐欺に注意！！

○市から現金自動預払機(ATM)の操作をお
願いすることは絶対にありません。

○市から電話で口座番号や暗証番号等をお
聞きすることは絶対にありません。

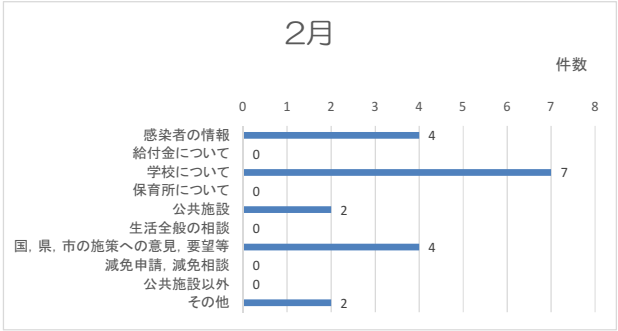
お問い合わせ 芦屋市特別給付金担当

電話 0797-38-2053

平日 午前9時から午後5時

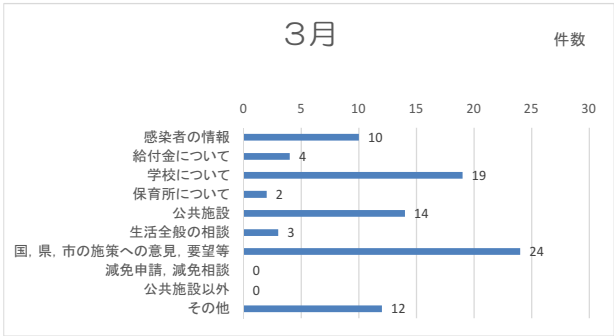
令和2年5月20日

お困りです課 月別相談内訳

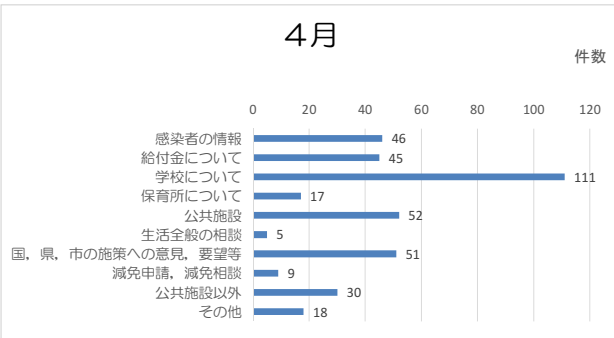


受付	件数
メール	12
電話	5
窓口	2
LINE	0
郵送	0
合計	19

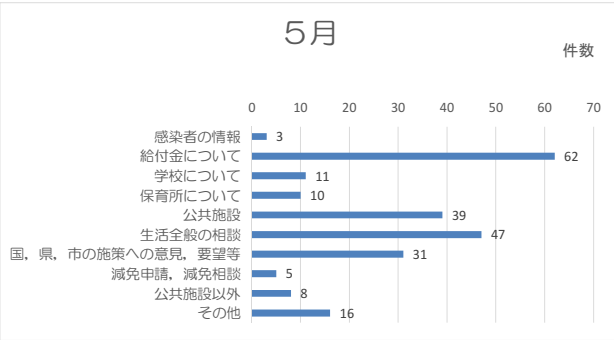
1



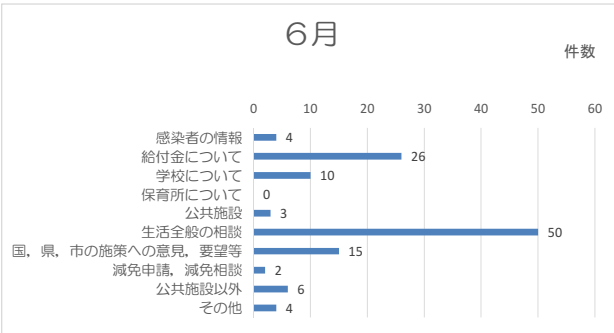
受付	件数
メール	50
電話	20
窓口	17
LINE	1
郵送	0
合計	88



受付	件数
メール	285
電話	68
窓口	25
LINE	5
郵送	1
合計	384



受付	件数
メール	123
電話	80
窓口	25
LINE	4
郵送	0
合計	232



受付	件数
メール	54
電話	45
窓口	21
LINE	0
郵送	0
合計	120

